

21ICBA第120号
平成21年8月14日

各特定行政庁 建築行政主務課長 様
各指定確認検査機関 代表者 様

財団法人建築行政情報センター

建築行政共用データベースシステム関連資料の送付について

平素より、建築行政共用データベースシステム（以下「共用DB」という。）に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、共用DBは、国土交通省の補助を受け平成19年度より3ヵ年で構築を進めており、平成22年度から全システムの本稼動を予定しております。

建築確認支援システムに続く台帳・帳簿登録閲覧システムの開発も終盤に差し掛かり、11月頃に試行利用を開始する見通しです。

今後、建築確認支援システム「V7ほくと」をご利用の行政庁・指定確認機関様は、共用DBに移行していただきますよう、またその他の行政庁・指定確認機関様におかれましても共用DBをご利用いただきますようお願いいたします。

今般、システムの移行を含め、共用DBの導入に必要な費用及び準備作業等をお知らせするため、下記資料をお送りします。

資料「建築行政共用データベースシステムの導入準備について」には、6月より各都道府県において開催させていただいております共用DB説明会の資料に記載のなかった内容も補足させていただいておりますので、よろしくご確認いただきますようお願い申し上げます。

記

送付資料

- 建築行政共用データベースシステムの導入準備について
- 台帳・帳簿登録閲覧システム 評価版の公開について
- 確認済証・検査済証等の改ざん防止用ソフトのご案内

なお、今後、試行利用や研修会等のご案内につきましても、適時行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

問い合わせ先

財団法人建築行政情報センター導入促進課

電話 03-5225-7707

FAX 03-5206-6136

Mail dbinfo@icba.or.jp

建築行政共用データベースシステムの 導入準備について

第1章 導入準備について

1. 導入フロー
2. 利用サブシステムの検討手順
3. 動作確認について
4. 独自システムの改修について
5. 個人情報保護上の確認について
6. 機器調達について
7. 利用料その他必要な経費

第2章 システム移行の考え方について

1. 既存システムから台帳Sへの移行フロー
2. 移行期間における既存システムの運用と留意点
3. 平成22年4月に運用開始できない場合の取り扱いについて
4. 特殊な移行について

平成21年8月

改訂履歴

Ver	発行日	改訂内容
1.0	21.08.14	初版（従前説明資料からの改訂点は本文に記載）

目 次

はじめに	1
都道府県別説明会からの主な更新内容	2
用語・略称	3
第1章 導入準備について	
1. 導入フロー	6
2. 利用サブシステムの検討手順	7
(1) 利用のラインアップ	
(2) 利用サブシステムの選定	
3. 動作環境について	8
(1) 動作環境	
(2) ネットワーク構成図	
(3) IP・VPN 敷設工事について	
(4) JIS90 (WindowsXP) の制限事項について	
(5) 情報部局との協議について	
4. 独自システムの改修について	15
(1) 開発工数 (規模)	
(2) スケジュール	
5. 個人情報保護上の確認について (特定行政庁のみ)	17
(1) 趣旨	
(2) 個人情報保護条例の規定について	
(3) 共用DBの利用上確認すべき事項	
(4) 共用DBにおける個人情報保護措置	
6. 機器調達について	23
(1) 機器調達	
(2) ほくと用機器のリース延長について	
(3) 調達仕様書	
7. 利用料その他必要な経費	24
(1) 費用負担軽減のための施策	
(2) 基本的な考え方	
(3) 利用料の内容	
(4) 施策 (1) におけるほくと総負担額の考え方	
(5) 各サブシステムの利用料について	
(6) 利用料算定シート	
(7) その他必要な経費について	
第2章 システム移行の考え方について	
1. 既存システムから台帳Sへの移行フロー	34
(1) ほくからの移行フロー (IDC利用)	
(2) ほくからの移行フロー (庁内サーバ利用)	
(3) 独自システムからの移行について	
2. 移行期間における既存システムの運用と留意点	37
(1) ほくから台帳S (IDC利用) に切り替える場合	
(2) ほくから台帳S (庁内サーバ利用) に切り替える場合	

(3) ほくとから独自システム（IDC利用）に切り替える場合	
(4) ほくとから独自システム（庁内サーバ利用）に切り替える場合	
3. 平成 22 年 4 月に運用開始できない場合の取り扱いについて	40
(1) ほくとの利用延長を希望される場合	
(2) I C B A 側の事由により、ほくと利用継続のやむなきに至った場合	
(3) 利用者の希望により、台帳 S に移行後もほくとを利用する場合	
(4) 平成 22 年度以降もほくと（または独自システム）を利用する場合（お願い）	
4. 特殊な移行について	41
参考資料.....	43
1. 各サブシステムの資料リスト	
2. 共用 DB 利用者以外の法令 DB の利用方法について	
3. 質疑回答集	
4. 準備項目一覧（チェックリスト）	

はじめに

日頃より建築行政共用データベースシステム（以下「共用DB」という。）に関する活動にご協力賜り、厚くお礼申し上げます。

現在ICBAでは、平成22年度の本稼働に向け、全国各地で共用DBの説明会を開催し、共用DBをご利用いただくために必要な準備内容について周知を図っているところです。

この資料は、共用DB説明会を通し、皆様からのご質問、ご意見を受け、新たに取り扱いを決めるべき事項、改めてお知らせが必要と思われるべき事項についてとりまとめたものです。

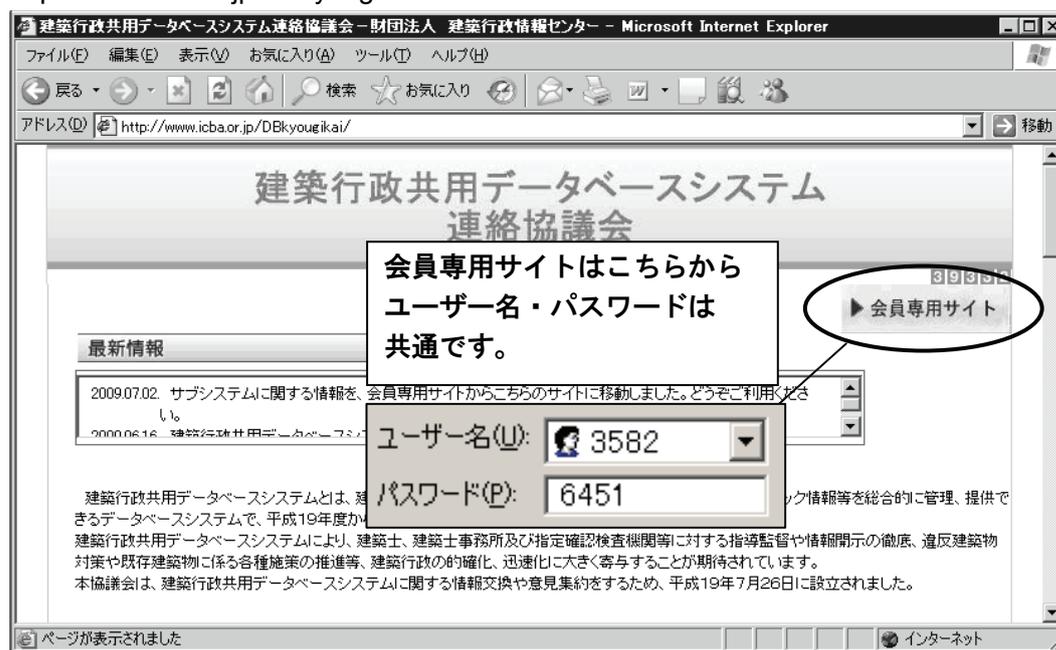
これまで配付させていただいた資料と重複する部分もございますが、ぜひ一度ご一読いただきますようお願いいたします。

なお、ご利用の契約、既存データの移行に係る契約事務を進める中で、本資料でなお不足する事項が発生することも考えられます。

つきましては、本資料の最新版を建築行政共用データベースシステム連絡協議会 会員専用サイトに公開し、適時更新させていただきますので、よろしくご了承のほどお願い申し上げます。

建築行政共用データベースシステム連絡協議会ホームページ

<http://www.icba.or.jp/DBkyougikai/>



財団法人建築行政情報センター（ICBA）

都道府県別説明会からの主な更新内容

都道府県別説明会（平成21年6月以降順次開催）配付資料からの主な更新内容は下記のとおりです。

注 [3-(1)-①] は当該部分の記載箇所が「3. 動作環境について (1) 動作環境 ①庁内・社内LAN（必須）」であることを示します。

第1章 導入準備について

- ・法令DBの利用にインターネット回線への接続が必要----- [3-(1)-①]
- ・大臣認定DBの利用にはクライアントPCにUSBポートが必要----- [3-(1)-②]
- ・台帳Sの庁内サーバ性能見直し/LGWAN・IP-VPN 要接続を追記 -- [3-(1)-⑦] [7-(7)-③]
- ・ICBA負担によるIP-VPN敷設工事の申込期限は平成21年12月25日まで ----- [3-(3)]
- ・独自システムを配信Sと接続した場合は利用形態②の利用料が発生----- [4]
- ・独自システムの改修に係る開発工数：10～13人月程度 ----- [4-(1)]
- ・特定行政庁は共用DB利用前に、個人情報保護条例上の手続が必要----- [5]
- ・ICBAによる共用DB用機器リースは行わない/ほくと機器リース延長は可 - [6-(1), (2)]
- ・平成25年4月以降の単価は本資料記載の金額を上限として再検討----- [7]
- ・台帳S利用料の「ストック件数」は、2年前の年度末までを計上----- [7-(5)-③]
- ・台帳Sへの既存データ移行費を記載 ----- [7-(7)-①]

第2章 システム移行の考え方について

- ・ほくとから台帳Sへの移行作業は、所要約2カ月----- [1-(1), (2)]
- ・台帳Sへの移行前に、一定期間の仮運用が可能----- [2-(1), (2), (3)]
- ・移行準備期間における仮運用で登録されたデータの扱い----- [2-(1)]
- ・ほくとの利用延長は、平成22年度末または契約満了の年度末を限度----- [3-(1)]
- ・平成22年度以降もほくとを継続する場合は利用形態②を（お願い） ----- [3-(4)]
- ・配信Sのデータを活用するため、一定条件で台帳Sを無償提供----- [3-(4)-③]

用語・略称

本文で用いた用語・略称の意味は下記のとおりです。

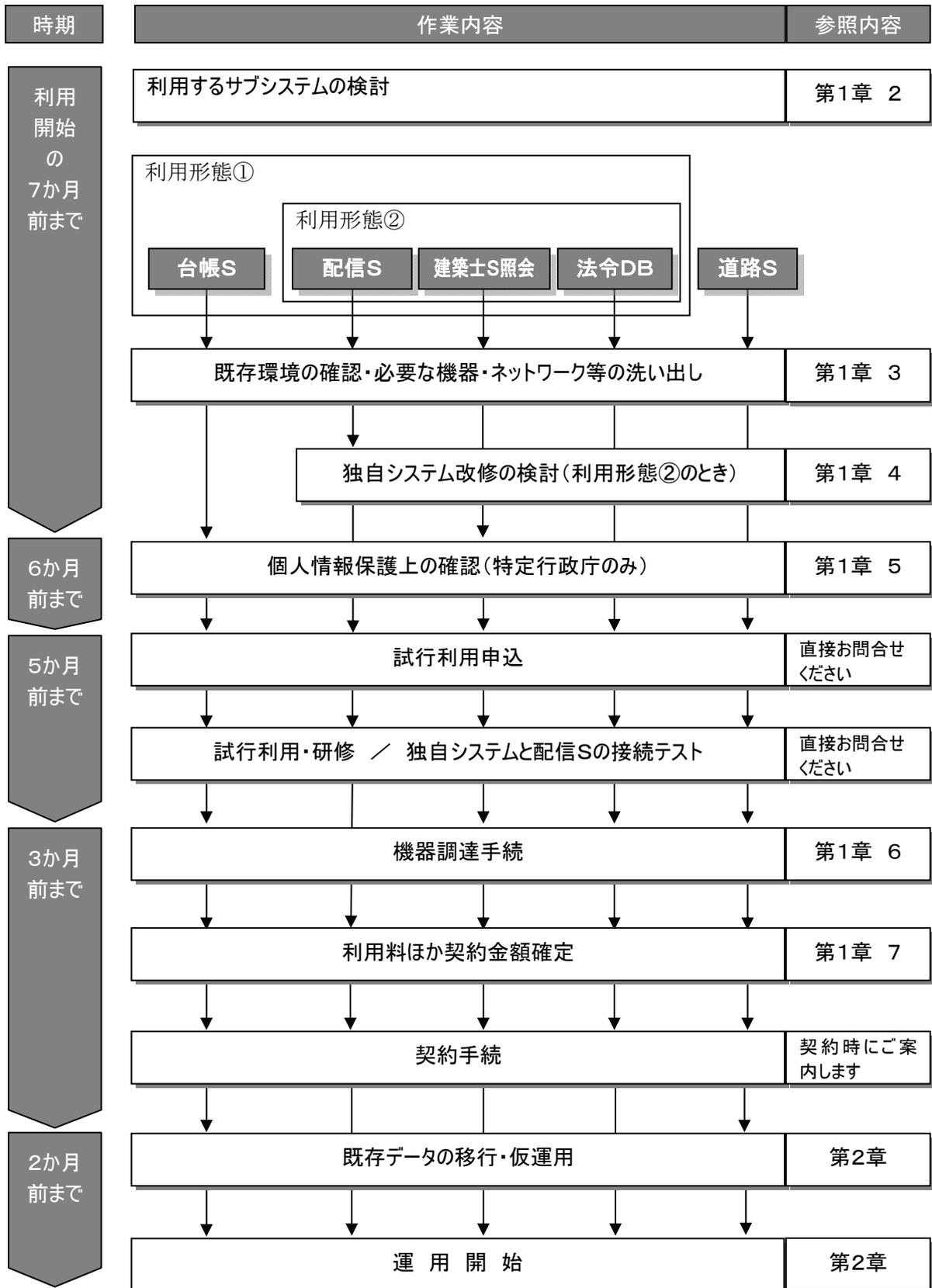
共用DB	: 建築行政共用データベースシステム
建築士S	: 建築士・事務所登録閲覧システム
建築士S (登録)	: 建築士・事務所登録閲覧システムの建築士法行政向け機能
建築士S (照会)	: 建築士・事務所登録閲覧システムの建築確認行政向け機能
台帳S	: 台帳・帳簿登録閲覧システム
配信S	: 通知・報告配信システム
道路S	: 道路情報登録閲覧システム
法令DB :	: 建築基準法令データベース
ほくと	: 建築確認支援システム「V7ほくと」を指し、特段の説明がない限り、ほくと以前のシステムである「すばる」、「すばるダッシュ」及び「すばるライト」を含む。
ASP	: 「Application Service Provider」 ソフトウェアをLGWANやIP-VPN、インターネットなどを通じて顧客に提供するサービス形態のこと。ユーザーはWebブラウザなどを通じて、ASPの保有するサーバにインストールされたアプリケーションソフトを利用する。
IDC (総合管理センター)	: 「Internet Data Center」 顧客のサーバを預かり、LGWAN、IP-VPN、インターネットなどへの接続回線や保守・運用サービスなどを提供する施設。
IP-VPN	: 通信事業者の保有する広域IP通信網を経由して構築される仮想私設通信網(VPN)のこと。通信事業者が独自に構築した閉域IP網を介して構築されたものをいう。
LGWAN	: 地方自治体のコンピュータネットワークを相互接続した広域ネットワーク。都道府県、市区町村の庁内ネットワークが接続されており、中央省庁の相互接続ネットワークである霞ヶ関WANにも接続されている。
インターフェース (IF) 規定	: 二つのもの間に立って、情報のやり取りを仲介する規格。システム間でデータをやり取りする手順や形式を定めたものであり、建築行政共用データベースシステムでは、独自システムと通知・報告配信システムとの接続についての規格などを示す。
オンライン結合	: 通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合により、自治体が保有する個人情報を当該自治体以外の機関が随時入手可能とすること。
中間ファイル	: 台帳Sにデータを投入するための一定の基準を満たしたファイルまたはそのファイルフォーマット。
庁内サーバ型	: 閉じられた環境 (庁内・自社内) にサーバ、クライアントを立ち上げて接続し、ソフトウェアなどを稼動する形態のこと。
独自システム	: 「独自台帳システム」及び「独自帳簿システム」など、各機関で各々利用している台帳システム、帳簿システムをいう。
人月	: プロジェクトの工数 (規模) をはかる単位の一つであり、「人数×月」を意味し、プロジェクトに投入する人員と、月で表した1人あたりのプロジェクト従事期間の積を表す。1人で1ヶ月掛かる仕事の量が1人月である。

第 1 章 導入準備について

1. 導入フロー

平成22年4月以降に運用開始することを前提とした共用DB導入までの作業の流れと、各作業に関する本資料の参照内容を示します。

なお、時期は大まかな目安です。各機関で所要期間は異なります。



2. 利用サブシステムの検討手順

(1) 利用のラインアップ

サブシステムの利用は、サブシステム相互が連携していることから、効果的な利用を考慮し、次の利用形態により利用していただくものとします。

	(A) 台帳S	(B) 配信S	(C) 建築士S (照会)	(D) 法令DB
利用形態①	○		○	
利用形態②			○	

(C') 建築士S (登録) 及び (E) 道路Sは、上記利用形態とは別にご利用いただくものとします。

※ (C') 建築士S (登録) は都道府県のみ、(E) 道路Sは特定行政庁のみが対象です。

以上を、利用者の区分ごとにまとめると次のとおりとなります。

	(A) 台帳S	(B) 配信S (C) 建築士S (照会) (D) 法令DB	(C') 建築士S (登録)	(E) 道路S
都道府県	選択	必須	選択 ※全都道府県 で利用中	選択
特定行政庁	選択	必須	対象外	選択
指定確認 検査機関	選択	必須	対象外	対象外

(2) 利用サブシステムの選定

利用サブシステムの選定に当たり、サブシステムの利用メリットや仕様は建築行政共用データベースシステム連絡協議会ホームページ (<http://www.icba.or.jp/DBkyougikai/>) に資料を掲載しています。

本資料では掲載しきれないため、主な資料を次に記しますので、必要に応じて上記ホームページよりダウンロードをお願いします。

①概要・メリット等

■建築行政共用データベースシステム構築プロジェクトの概要

<http://www.icba.or.jp/DBkyougikai/>

■関連会議

- ・都道府県別説明会 (H21.5～)

<http://www.icba.or.jp/DBkyougikai/kain/kaintop.htm> (ID=3582 パスワード=6451)

②詳細仕様等

■サブシステムに関する情報 <http://www.icba.or.jp/DBkyougikai/>

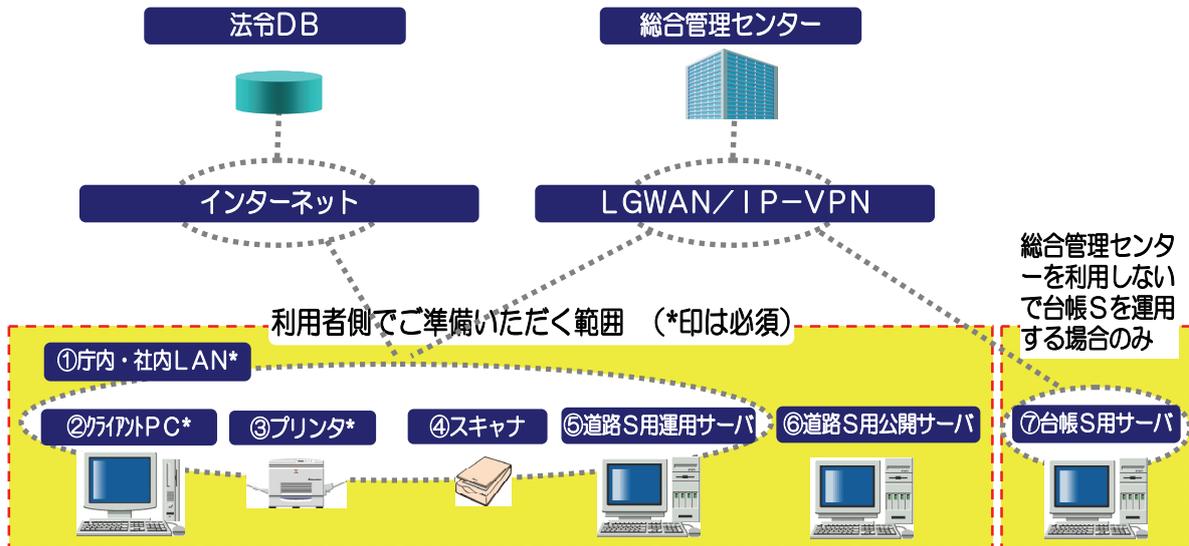
※掲載資料は本資料巻末「参考資料 1. 各サブシステムの資料リスト」にまとめて記載しております。

3. 動作環境について

下記内容を参考に、既存環境をご確認いただき、調達の必要なものをご判断ください。

(1) 動作環境について

建築行政共用データベースシステムの各サブシステムをご利用いただくための動作環境は下記に示すとおりです。



① 庁内・社内LAN (必須)

各サブシステムはクライアントPCのみで運用することはできないため、庁内・社内LANが必要です。庁内・社内LANは、総合管理センターのサーバと接続するため、特定行政庁はLGWAN、指定機関はIP-VPNへの接続も必須となります。

さらに、法令DBを利用する際、インターネットへの接続も必要です。

(平成21年度工事分は、IP-VPNの敷設費及び回線利用料をICBAにて負担させていただきます)

※LGWANへの接続確認方法 (特定行政庁のみ)

下記URLにアクセスし、下記ポータルサイト画面が表示されましたら回線が接続されております。表示されない場合は、情報部局にお問い合わせください。

URL <https://icba.kenchikugyousei-db.asp.lgwan.jp/kksv01/kk1/>



②クライアントPC（必須）

各サブシステムを利用する端末です。動作環境は下記のとおりです。

OS Microsoft WindowsXP SP2/Microsoft Windows Vista

ブラウザ IE6SP2 IE7/Mozilla FireFox2.0/FireFox3.0

pdf ファイル閲覧のためのソフト

（台帳S及び建築士Sによる帳票印刷、道路Sによる指定道路図等表示）

画面サイズ 1024×768 以上

※法令DBにおいて大臣認定DBを利用する場合は、次の制約があります。

OS Microsoft WindowsXP SP2のみ

ブラウザ IE6SP2 IE7のみ

USBポート（USB トークンを使用するため）

③プリンタ（必須）

各サブシステムによる帳票印刷等に利用します。機種等の指定は特にありません。

④スキャナ（画像情報を登録する場合は必須）

台帳Sにおける紙の建築計画概要書、道路Sにおける紙の道路図、建築士S（登録等）における外字イメージ取込み及び紙の業務報告書等の登録に利用します。

⑤道路S用運用サーバ（Webサーバ+DBサーバ）

道路Sを利用する場合に必要となります。

1) Webサーバ

OS:Microsoft Windows Server 2003 SP2 (32bit)

CPU: Xeon DualCore 3GHz×2 相当 RAM: 4,096 MB

HDD: 15,000rpm/RAID5（推奨）/容量は対象地図や調書数、添付ファイルに応じて増減
（対象面積145 km²、調書数3万、1調書ごとの添付ファイル7MBとして1,800 GB程度。）

推奨周辺装置: バックアップ装置, 無停電電源装置

2) DBサーバ（Webサーバと分けることを推奨しますが、路線数や予算に応じて兼用も可）

OS:Microsoft Windows Server 2003 SP2 (32bit)

CPU: Xeon DualCore 3GHz×2 相当 RAM: 4,096 MB

HDD: 15,000rpm/RAID1（推奨）/80 GB程度

（容量は調書数3万本程度の場合。調書数に応じて増減。）

⑥道路S用公開サーバ（Webサーバ+DBサーバ）

道路Sで登録した指定道路図・指定道路調書を庁内からインターネットで公開する場合に必要となります。

1) Webサーバ

OS:Microsoft Windows Server 2003 SP2 (32bit)

CPU: Xeon DualCore 3GHz×2 相当 RAM: 2,048 MB

HDD: 15,000rpm/RAID5（推奨）/容量は対象地図や調書数、添付ファイルに応じて増減

(対象面積 145 km²、調書数 3 万、1 調書ごとの添付ファイル 7MB として 520 GB 程度。)

推奨周辺装置：バックアップ装置，無停電電源装置

2) DB サーバ (Web サーバと分けることを推奨しますが、予算に応じて Web サーバと兼用も可)

OS：Microsoft Windows Server 2003 SP2 (32bit)

CPU：Xeon DualCore 3GHz×2 相当 RAM：2,048 MB

HDD：15,000rpm/RAID1 (推奨) /80 GB 程度

(容量は調書数 3 万本程度の場合。調書数に応じて増減。)

⑦台帳S用サーバ (総合管理センターを利用しない場合)

建築計画概要書等、台帳Sへの登録情報を外部 (総合管理センターのサーバ) に保存することができない場合、または総合管理センターとのネットワーク容量が概ね 1 Mbps 未満^{※注1}の場合に必要となります。

※サーバ製品情報を踏まえ、**都道府県別説明会配付資料記載のサーバの性能を見直**しております。(下記の下線部分)

1) 小規模 (同時利用ユーザー5人程度)

OS：Red Hat Enterprise Linux 5.2 Advanced Platform Standard(64bit)^{※注2}

CPU：Xeon QuadCore 2.93GHz×1 相当 RAM：8,192 MB

HDD：300 GB 程度 (増設可能なこと) 15,000rpm/RAID1 (推奨)

必要周辺装置：バックアップ装置，無停電電源装置

2) 大規模 (同時利用ユーザー10人程度)

OS：Red Hat Enterprise Linux 5.2 Advanced Platform Standard(64bit)^{※注2}

CPU：Xeon QuadCore 2.93GHz×2 相当 RAM：16,384 MB

HDD：300 GB 程度 (増設可能なこと) 15,000rpm/RAID1 (推奨)

必要周辺装置：バックアップ装置，無停電電源装置

※注1 総合管理センターとのネットワークについて

台帳S用サーバを庁内に設置する場合でも、**配信Sをご利用いただくために総合管理センターとのL GWANまたはIP-VPNによる接続は必要です。この場合、既存ネットワーク機器の設定変更が必要となる場合がありますので、情報部局にご確認ください。**

なお、台帳S利用のためのネットワーク容量 1 Mbps はあくまで目安です。これより容量の低いネットワークの場合は、台帳Sでサイズの大きな添付ファイルの送受を頻繁に行うと応答速度が低下し、業務への影響が懸念されます。一方、配信Sについては送受を頻繁に行うものではないため、1 Mbps 未満であっても特に支障はないと思われま

※注2 OSについて

OSのライセンス (RedHat の Linux では「サブスクリプション」) は、**利用期間分の購入が必要です**。サーバの構成によっても必要購入数が異なりますのでご注意ください。

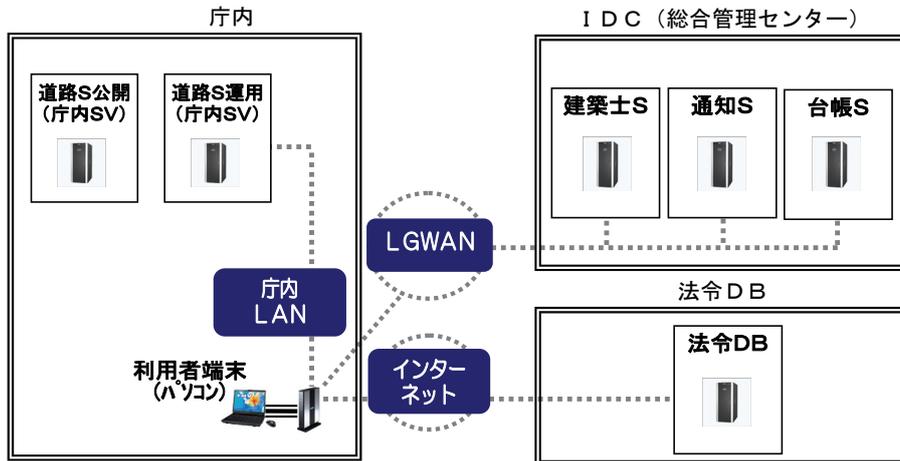
なお、台帳SはサーバのOSがLinuxとなるため、ほくと用サーバの流用はできません。

(2) ネットワーク構成図

特定行政庁の構成例を示します。S Vとはサーバを示します。

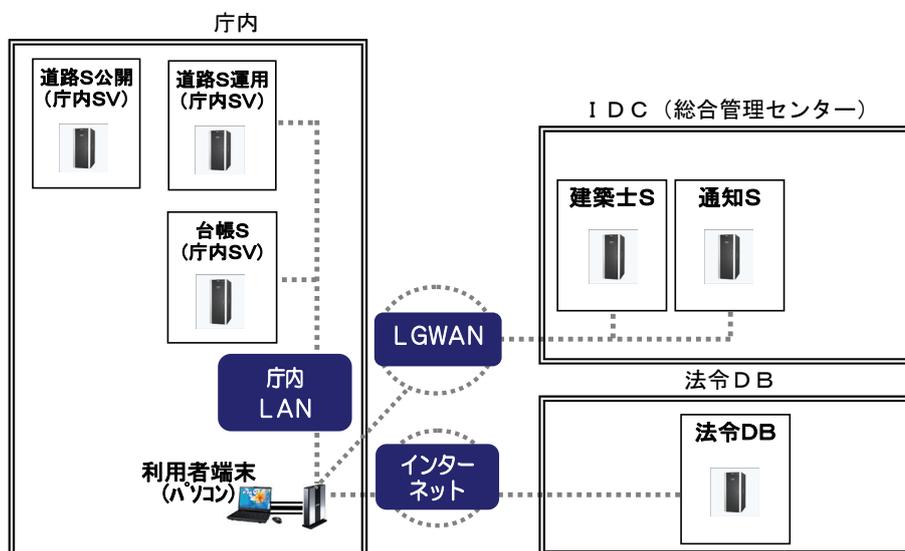
なお、指定確認検査機関においては、道路Sが利用対象外であるほかは、特定行政庁の構成に準じます。

①特定行政庁の標準的な構成例



※LGWAN/IP-VPN 接続端末とインターネット接続端末を同一の端末と出来ない場合は、端末をわけてもよい。

②特定行政庁で台帳Sを庁内サーバとした構成例



※LGWAN/IP-VPN 接続端末とインターネット接続端末を同一の端末と出来ない場合は、端末をわけてもよい。

(3) IP-VPN敷設工事について

ICBAでは、平成21年度工事分に限り無償^{※注}にて、下記のとおりIP-VPN敷設工事を実施します。

敷設工事は、既にご案内(平成21年4月21日付)の建築士Sの試行利用のお申し込みを受けて手続に入りますので、案内の内容をご確認の上、なるべくお早めにお申し込みください。

なお、無償期間終了後、撤去することとなった場合、特段の費用はかかりません。

①敷設対象

指定確認検査機関

②無償での敷設対応時期(申込期限)

平成21年12月25日(金)ICBA必着の申し込み分まで

③敷設工事に含まれる内容

- 1) 回線工事業者による事前下見
- 2) 地元工事業者による配管等工事
- 3) 回線工事業者による回線敷設工事
- 4) 納品するネットワーク機器等の初期設定
(所定の条件で連絡をいただいた場合のみ)

④敷設工事に含まれない内容

- 1) 接続するPCの設定
- 2) 既存ネットワークの調査、設計変更、工事

⑤申込方法

下記URLより、「建築士・事務所登録閲覧システム(建築確認・検査業務用照会)」の「利用申込書」をダウンロードし、必要事項をご記入の上、ICBA宛FAXでお送りください(詳細は下記URLをご参照ください)。

URL : <http://www.icba.or.jp/DBkyougikai/>

※注 社内ネットワーク経由での接続における無償工事範囲について

- 1) IP-VPNの回線敷設は、一団体あたり1カ所限定です。
- 2) 敷設場所は本店等に限定されるものではありません。実際に業務を行っている支店等に回線を敷設することが可能です。
- 3) IP-VPNが敷設されていない支店等から共用DBシステムに接続するためには、社内のネットワーク設定の変更や機器の追加が必要になる場合があります。その場合の費用は、無償の敷設対応可能期間でもICBAでは負担できません。
- 4) 具体的なネットワーク設定作業につきましては、地元のネットワーク専門業者にお問い合わせください。不明な場合は、ICBAから複数の業者を紹介することも可能です。

(4) JIS90 (WindowsXP) の制限事項について

都道府県等で建築士・建築士事務所の登録に利用しているPCの文字フォントは、すべてJIS2004を利用しています。

JIS2004で入力された文字をJIS90で表示した場合、下記のような制限事項がありますので、あらかじめご承知おきください。

※図は microsoft 社 サポートオンラインより引用

①字体の相違が発生 (168 字)

本来、下図右欄として登録された建築士の氏名等が、左欄の状態に表示される。

Windows XP で表示される字形	Windows Vista で表示される字形
飴 祇園 辻 進捗 葛飾	飴 祇園 辻 進捗 葛飾

②第3水準・第4水準 (3,695 字) の漢字

・や□ (スペース) で表示される。

なお、JIS2004では入力の際、下図のように「環境依存文字」と注記されるようになっています。



※JIS2004のフォントは下記より無償で入手可能です。

<http://support.microsoft.com/kb/927489/JA/>

JIS2004のフォントを利用するには、IME2007 または ATOK2008 以降の導入が必要となります。

(5) 情報部局との協議について

現在作成中です。平成21年8月末頃、本資料改訂版にて記載いたします。

※特に庁内サーバを設置する場合、庁内ネットワークの設定変更等の手続が必要となる場合があります。

4. 独自システムの改修について

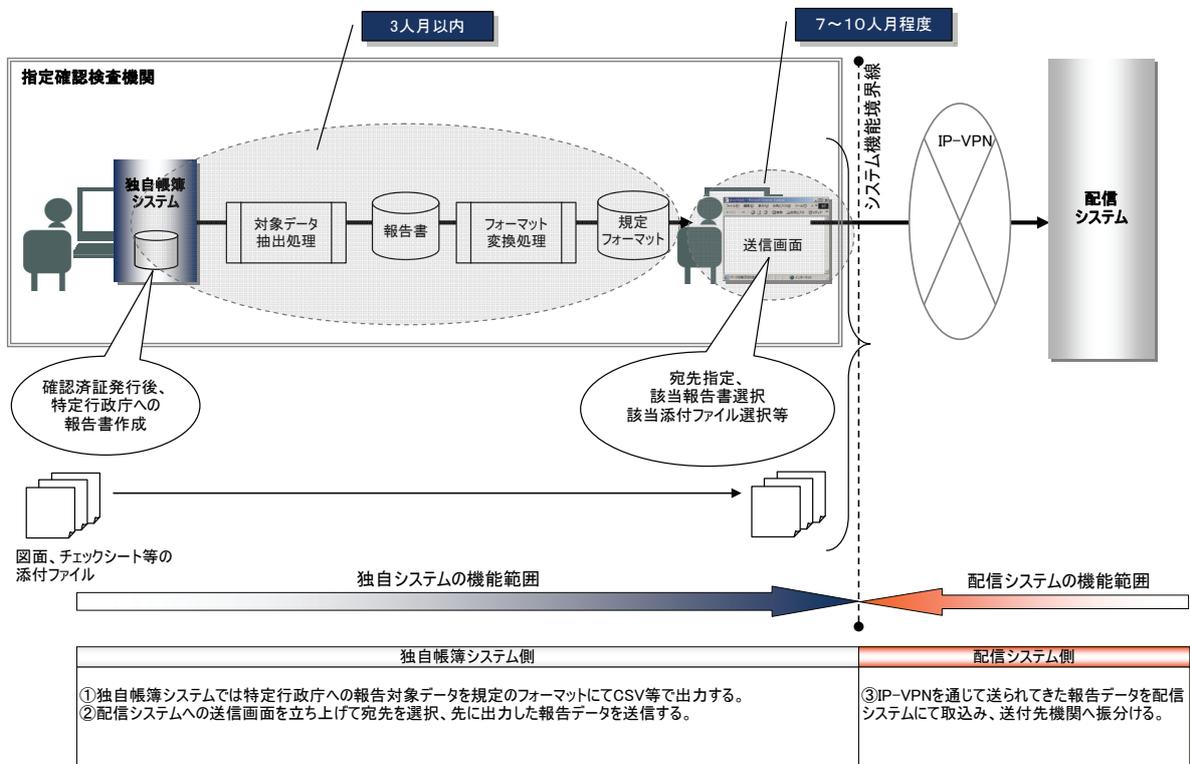
利用形態②にて契約された場合、配信Sをご利用いただくためには、独自システムを改修して配信Sと接続することが必要となります。以下、接続までの開発工数とスケジュールについて説明します。

なお、独自システムを配信Sと接続した場合、配信Sをご利用いただくこととなりますので、利用形態②に基づく利用料が発生します。

(1) 開発工数（規模）

下図は独自システムと配信システムを接続するための、独自システムにおけるインターフェース開発について、掛かる人月を提示したものです。

報告データ出力までで3人月、更に送信画面の作成等に7~10人月の工数を見込み、これらを合わせて計10~13人月程度掛かると想定されます。人月の単価は地域性、ベンダー（システム設計・開発業者）の規模などによって変わってきます。



図は指定確認検査機関における改修を示したものです。特定行政庁における独自システムについては、データの流れは逆になりますが、同様の改修が必要となります。

(2) スケジュール

配信S接続までの大まかな作業項目とスケジュールは次のとおりです。

①独自システム改修の仕様検討及び見積（所要数か月）

独自システム開発者向けに、インターフェース規定書^{※注}を公開しています。
インターフェース規定書に基づき、独自システムの仕様検討を実施し、改修のための経費を把握してください。

※注

インターフェース規定書は、建築行政共用データベースシステム連絡協議会ホームページに掲載しています。

URL <http://www.icba.or.jp/DBkyougikai/>

②独自システム改修実施（所要5ヶ月程度）

改修に当たり、インターフェース規定書不明点等は、ICBAにお問い合わせください。

③独自システムと検証用配信Sの接続テスト（所要2か月程度）

独自システムの改修が完了した段階で、IDCに設けた検証環境との接続テストを行っていただきます。

IDCにおける検証環境との接続は無償です。

④配信システムとの接続

接続テストで問題のないことを確認し、本番環境の配信Sに接続することにより、正式な運用を開始していただきます。

5. 個人情報保護上の確認について（特定行政庁のみ）

（1）趣旨

自治体では、個人情報を収集、利用または提供する場合、自治体の個人情報保護条例に基づいて処理することとされています。

共用DBでは、サブシステムごとに詳細は異なりますが、ICBAの運営する総合管理センター（IDC）のサーバにデータを登録し、登録したデータの一部を他の機関と相互に参照するという仕組みがあります。

共用DBを利用するに当たっては、各自治体の個人情報保護条例に照らし、個人情報保護審査会等、あらかじめ必要な手続を済ませていただくようお願いします。

手続の要否、その方法については自治体ごとに異なります。個人情報保護条例で留意すべき規定と、手続が必要となる可能性のある点について説明しますので、利用に先立ち、個人情報保護条例を所管している部署と協議を終了しておいてください。

（2）個人情報保護条例の規定について

①収集・利用について

(ア) 個人情報の収集は本人から収集するのが原則であり、本人以外から個人情報を収集し、利用する場合には本人同意や法令規定に基づく等の条件が必要になります。

(イ) この場合において、個人情報を収集、利用することについて、個人情報保護審査会の判断が必要な場合があります。

②外部提供（自機関が保有する個人情報を外部に提供すること）について

(ア) 個人情報の提供が目的外であれば、外部提供に当たっては本人同意や法令の規定に基づく等の条件があります。

(イ) 個人情報の提供について、個人情報保護審査会の判断が必要な場合があります。

注) 外部に個人情報を含むデータを管理させる場合、これが提供に該当し、条例上の手続が必要となる場合があります。

③オンライン結合（電子計算機を用いて、随時かつ任意に情報を提供）

以上のほか、オンライン結合により外部提供する場合、個人情報保護審査会の判断が必要な場合があります。

（3）共用DBの利用上、確認すべき事項

共用DBのサブシステム毎に、確認すべき事項は次のとおりです。

なお、個人情報保護審査会の判断が必要とされた場合、当該審査会の開催時期が共用DB利用開始時期に大きな影響がありますので、開催時期についてもあわせて個人情報保護部局にご確認をお願いします。

①建築士S [収集・利用に該当]

建築主事又は指定確認検査機関が、建築確認を実施する際に、建築士名簿記載項目、建築士事務所登録簿記載項目その他各都道府県が事務処理上必要と認める情報を収集し、利用することについて。

注) 建築士S稼働前に全ての都道府県で、建築主事等に建築士名簿等の項目をオンライン結合により、提供することの承諾を受けています。

②台帳S [オンライン結合による外部提供に該当]

- (ア) 建築基準法に定める台帳記載項目、その他自機関が事務処理上必要と認める情報を外部のサーバに登録（＝提供）することについて。
- (イ) 登録された情報を、国・都道府県に提供すること及び随時かつ任意に参照可能な状態とすること（＝オンライン結合による提供）について。

(参考)

共用DBにおける登録情報の保護措置について

共用DBにおいて、IDCのサーバに登録される情報（個人情報を含む）については、次の措置によって、登録した利用者自身以外のアクセスを制限しています。

①契約上の措置

利用者、ICBA各々が負うべき利用契約上の責任は次のとおりです。なお、**利用契約の記載内容は、条項番号や表現方法を含め、各利用者と個別に調整させていただきます。**

1) 登録情報の漏えい防止

利用契約（業務の分担）

乙（ICBA）は、利用サブシステムに登録された建築行政事務情報を漏えいしないよう、利用サブシステムを厳正に管理する。特に個人情報保護の観点から、十分な管理を行う。

【説明】

利用者によって利用サブシステム（共用のサーバ）に登録された建築行政事務情報（具体的な内容は次項参照）の管理責任がICBA側にあることを明記しています。その具体的な管理方法については、②技術的措置に記載します。

2) 登録内容に対する他の利用者からの参照制限

利用契約（登録内容）

1 甲（利用者）が建築行政共用データベースシステムに登録する建築行政事務情報は、利用サブシステムのうち、下表（A）欄に掲げる区分に応じ、（B）欄に記載のとおりとする。

A	B
建築士・事務所登録閲覧システム	建築士名簿記載項目及び建築士事務所登録簿記載項目その他甲が事務処理上必要と認める情報
台帳・帳簿登録閲覧システム	建築基準法に定める台帳記載項目及び帳簿記載項目その他甲が事務処理上必要と認める情報
通知・報告配信システム	建築基準法に定める指定確認検査機関から特定行政庁への報告記載事項その他甲が事務処理上必要と認める情報
道路情報登録閲覧システム	建築基準法に定める指定道路情報その他甲が事務処理上必要と認める情報

2 甲（利用者）は、登録された建築行政事務情報のうち、甲が予め同意する情報については、第1条に記載された者が閲覧・利用することを認める。

【説明】

第1項で利用サブシステムごとに、法に定める情報のほか、甲（利用者）が「事務処理上必要と認める情報」として建築行政事務情報を定義しています。すなわち、**建築行政事務情報を決めるのは利用者側にあることを明記**しています。

また第2項では、「甲（利用者）が予め同意する情報」に限定し、「第1条に記載された者」が閲覧・利用することを甲（利用者）が認めるとしています。すなわち、**利用者自身以外の利用者が登録情報を参照できるかどうかは、利用者自身の事前同意を必要**としています。なお、「第1条に記載された者」は、「国、都道府県、中央指定登録機関、都道府県指定登

録機関、指定事務所登録機関、特定行政庁、指定確認検査機関、建築士、建築士事務所」が該当します。

3) 個人情報の取扱

利用契約 (個人情報の取扱)

- 1 乙は、建築行政事務情報に個人情報が含まれていることを認識し、その保護に最大限の努力をする。
- 2 個人情報の取扱いについては甲乙間で定め、別紙として本契約の一部とする。

【説明】

登録される情報のなかでも個人情報の保護については、乙（ICBA）が特に配慮することを記載し、その具体的内容については別紙として、利用者ごとに個別に定めています。（行政庁において定められたものを添付することを想定）

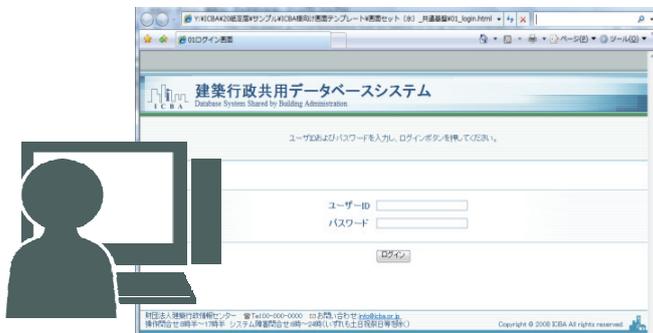
②技術的措置

データ参照の制限に関する技術的な措置は次のとおりです。

1) 不正アクセスの排除に関する保護措置

(ア) 利用組織ごとにユーザーID・パスワードを設定

利用者の認証方法として、ユーザーID・パスワードを採用しています。



(イ) パスワードを画面に表示させない仕様

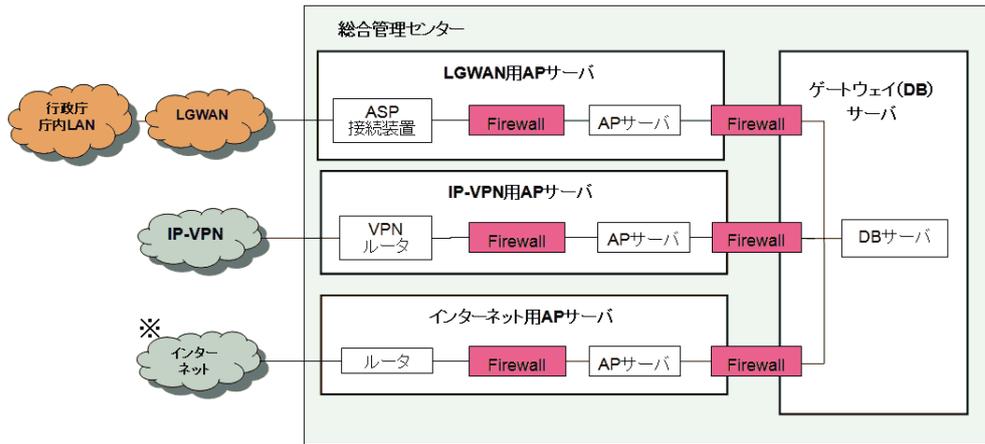
ユーザーID・パスワードの流出防止策です。

(ウ) パスワードの誤入力連続3回となった場合、当該IDを30分間無効化

第三者によりユーザーID・パスワードを見破ることができないようにします。

(エ) 外部からの不正アクセスを制限するための装置を設置

ファイアーウォールを設置し、不正アクセスを防止します。



※インターネットによる接続で閲覧できる範囲は、建築士法に定められた閲覧対象項目に限定されます。

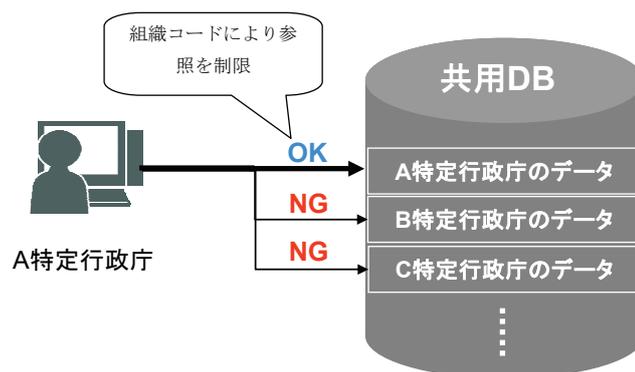
2) 他の利用者のデータに対する参照制限方法

利用者と利用サブシステムのデータは、**ログイン情報**と**組織コード**により紐づけられます。

すなわち、ログイン時のユーザーIDにより当該利用者（の組織）をシステムで認識します。

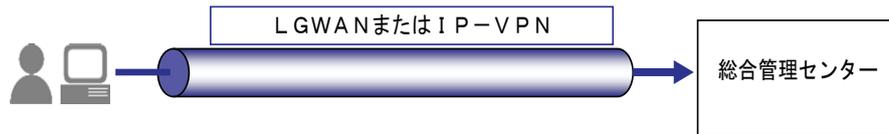
すべての登録データには組織IDが振られており、当該利用者の参照できるデータは、ログイン時にシステムが認識した組織IDを持つデータのみとなります。

この仕組みによって、システムの画面操作にてデータ検索要求をする場合など、利用者自身の組織のデータ及び予め保有者が同意したデータのみ参照可能であり、それ以外のデータは参照できないようにしています。



3) 通信機密性の確保

利用者の端末と利用サブシステムの通信は、LGWANまたはIP-VPNを利用し、高い通信機密性を確保しています。



4) 総合管理センターの運営に関する保護措置

(ア) 登録者以外の入退出拒否と入退出記録簿による入退出管理

総合管理センターに入るためには事前登録を必須とし、第三者の侵入を防止しています。

(イ) 共用のサーバ運転状況の常時監視

サーバは24時間、365日監視し、トラブル発生の予兆となる異常がないか、常に把握できる体制を取っています。

6. 機器調達について

機器調達における I C B A の対応は、次のとおりです。

従前のほくと供給における機器調達の対応とは異なる点がありますのでご注意ください。

(1) 共用DB用機器について

I C B A では従前、ほくとのサーバをはじめとする機器のリース（賃貸借）契約を行ってききましたが、共用DBではASP化に伴いリースするサーバの台数が著しく減少し、低価格でのリースが困難と思われることから、**共用DB用機器のリースは行いません。**

(2) ほくと用機器のリース延長について

ほくとの利用を延長する場合、**現在 I C B A よりリース中の機器につきましては、平成 22 年度以降も従前のおりリース延長契約を取り扱います。**

延長期間の限度につきましては、第2章「3. 平成 22 年 4 月に運用開始できない場合の取り扱いについて」をご参照ください。

(3) 調達仕様書

現在作成中です。8月末頃、本資料の改訂時に掲載予定です。

7. 利用料その他必要な経費

- ・平成 22 年度以降の利用料は下記によります。
- ・費用負担低減のための施策は平成 24 年度末まで実施します。
- ・施策終了後の平成 25 年度以降は、「(2) 基本的な考え方」に基づく利用料となります。但し、運営経費の縮減、利用者数の増加等を踏まえ、単価を低減することを検討します。
(十分な低減が図れない場合も、現時点の単価を上限といたします。)

(1) 費用負担低減のための施策

施策(1)

ほくと利用機関における利用形態①(台帳Sを含む4つのサブシステム)の合計金額は、各機関における平成 20 年度のほくと総負担額(シス協負担金を含む)の 95% を上限とします。

※シス協とは日本建築行政会議 建築確認支援システム協議会を示す。

施策(2)

現在、ほくとを利用していない機関が台帳Sを利用する場合の利用料は、「台帳Sの利用料」に基づき算定した利用料の半額とする。

施策(3)

配信Sの利用料は無償とする。

(2) 基本的な考え方

- ・利用形態①、②いずれも定額部分+従量部分(単価×件数)にて年間利用料を決定し、実際の利用頻度によらずに一定料金をお支払いいただきます。
- ・件数は、契約日の2年前の年度合計の件数とし、平成 25 年 3 月末日まで件数、単価とも据え置きとさせていただきます。
- ・(A)～(E)の単価構成詳細は後述のとおり。

	(A) 台帳S	(B) 配信S	(C) 建築士S (照会等)	(D) 法令DB
料金構成	定額+従量	従量のみ	従量のみ	定額のみ

利用形態①の利用料金 = (A + B + C + D)

利用形態②の利用料金 = (B + C + D)

(3) 利用料の内容

IDC利用のサブシステムの場合

①利用料に含まれるもの

- (ア) ソフトウェア保守
ソフトの不具合改修、運用監視等
- (イ) サーバ保守
IDCサーバの障害発生時の部品交換、ミドルウェア障害対応等
- (ウ) システム改修
法改正対応に伴うシステムの仕様変更、品質改善、データメンテナンス等
- (エ) 運営・サポート
IDC使用料、操作サポート、障害切り分け等
- (オ) IP-VPN 回線
指定確認検査機関における IP-VPN 回線使用料（ICBA が敷設した範囲に限る）

②利用料に含まれないもの

- (ア) クライアントPC・プリンタ等、庁内に設置する機器の調達費及び保守サポート費
- (イ) クライアントPCの基本ソフト（OS等）関係経費
- (ウ) 既存データの移行料

庁内サーバ利用のサブシステムの場合（台帳Sまたは道路S）

①利用料に含まれるもの

- (ア) ソフトウェア保守
ソフトの不具合改修
- (イ) システム改修
法改正対応に伴うシステムの仕様変更、品質改善等（データメンテナンスを除く）
- (ウ) 運営・サポート
操作サポート、障害切り分け等
- (エ) IP-VPN 回線
指定確認検査機関における IP-VPN 回線使用料（ICBA が敷設した範囲に限る）
- (オ) 改修されたソフトウェアのインストールメディア送付

※ほくとではデータベースソフト(Oracle)のライセンスを調達いただいていたが、台帳Sではこれが利用料に含まれておりますので、調達不要です。

②利用料に含まれないもの

- (ア) サーバ・クライアントPC・プリンタ等、庁内に設置する機器の調達費及び保守サポート費
- (イ) サーバ・クライアントPCの基本ソフト（OS等）関係経費
- (ウ) 既存データの移行料

(4) 施策（1）における「ほくと総負担額」の考え方

「ほくと総負担額」とは、日本建築行政会議 建築確認支援システム協議会（以下 シス協）負担金、環境支援料（サポート費）、機器リース料、機器保守料その他ほくとの利用に係る総費用です。

機器リース料、機器保守料については、機器を自己調達されている場合も計上してください。なお、ほくと以外と兼用の機器、キーパンチャー等の人件費関係は計上不要です。

(5) 各サブシステムの利用料について

以下、特記なき限り金額は税抜金額を示します。

(A) 台帳Sの利用料

定額部分+従量部分+ストック部分により算定する。

(ストック部分は総合管理センターにおける既存データ投入時のみ発生)

各部分の算定は、下記①～③による。

①定額部分

年間建築確認件数(特定行政庁にあっては年間報告受理件数を加算した件数)の区分ごとに別表1の金額を適用します。

建築確認件数は建築物のみを対象とし、計画変更確認、計画通知は含めません。件数は、申請件数ではなく、確認処分件数としてください。

別表1

単位：千円/年(税別)

確認及び 報告受理件数区分	100件 以下	100件 超	200件 超	500件 超	1000件 超	2000件 超	5000件 超
行政	都道府県	1,000	2,000	3,000	4,000	5,000	7,000
	政令市	800	1,000	2,000	3,000	4,000	6,000
	4-1設置市	500	500	800	1,100	1,400	1,700
	4-2設置市	400	400	600	900	1,200	1,500
	限定特庁	50	50	50	100	100	100
	特別区	250	300	400	500	1,000	1,500
民間	大臣指定	400	400	500	500	600	800
	地整指定	300	300	400	400	500	500
	知事指定	200	200	300	300	400	400

②従量部分

別表2による延べ面積区分ごとに年間建築確認件数の補正值(※)を求め、各々に別表2の単価を乗じた金額を適用します。

別表2

単位：円/件(税別)

延べ面積区分	200㎡以内	200㎡超
行政・民間共通 建築確認件数補正值1件当り単価	900	1,500

※補正值

従量部分の算定においては、件数を次のとおり補正します。(配信S、建築士S共通)

(ア)延べ面積区分ごとの件数が100件以下の場合、0件とします。

(イ)延べ面積区分ごとの件数が100件超4,100件以下の場合は、当該件数から100を減じます。

(ウ)延べ面積区分ごとの件数が4,100件超の場合は、一律4,000件とします。

③ストック部分(総合管理センター利用の場合のみ)

既存データを総合管理センターに移行する場合の保管費です。移行実施時に限り、移行する確認件数(ストック件数)1件当たり10円を移行費に加算します。

※ストック件数の算出基準

ストック件数の算出は、移行すべき既存データのうち、契約日より2年前の年度末までの建築確認件数(建築物のみ)とします。

例えば平成22年度より利用開始の場合、平成20年度末までが対象となります。

(B) 配信Sの利用料

平成24年度（平成25年3月末日）まで無償とし、平成25年度以降は別表3の金額を適用します。

確認審査報告書及び確認件数は建築物のみを対象と致します。また、計画変更確認、計画通知は含めません。

別表3

単位：円/件（税別）

延べ面積区分	200 m ² 以内	200 m ² 超
行政 確認審査報告書（建築物）受理件数 補正值1件当り単価	80	160
民間 建築確認件数 補正值1件当り単価	20	40

(C) 建築士S（照会等）の利用料

年間建築確認件数の補正值に、別表4の単価を乗じた金額を適用します。

別表4

単位：円/件（税別）

	(延べ面積区分なしにて一律)
行政・民間共通建築確認件数 補正值1件当り単価	200

(C') 建築士S（登録等）の利用料（国土交通省及び都道府県のみ）

別表7のとおり（平成21年度の金額を据え置きとします）。

(D) 法令DBの利用料

別表5の金額を適用します。

別表5

単位：円／年（税別）

行 政	都 道 府 県	80,000
	政 令 市	80,000
	4－1 設置市	80,000
	4－2 設置市	40,000
	限 定 特 庁	10,000
	特 別 区	80,000
民 間	大 臣 指 定	80,000
	地 整 指 定	80,000
	知 事 指 定	80,000

(E) 道路Sの利用料（特定行政庁のみ）

別表6の金額を適用します。

なお、財団法人建築行政情報センターが運用する指定道路図公開サイトに、指定道路図をご提供いただいた場合またはその提供をお約束いただいた場合は、別表6によらず、無償で利用できるものとします。

別表6

単位：円／年（税別）

行 政	都 道 府 県	500,000
	政 令 市	450,000
	4－1 設置市	400,000
	4－2 設置市	350,000
	限 定 特 庁	250,000
	特 別 区	300,000

別表7

(C') 建築士S（登録）の国・都道府県別利用料（平成21年度金額据え置き）

(単位:円/年)

都道府県名	建築士		建築士事務所		合計	
	税抜き	税込み	税抜き	税込み	税抜き	税込み
国土交通省	4,540,000	4,767,000	—	—	4,540,000	4,767,000
北海道	400,000	420,000	680,000	714,000	1,080,000	1,134,000
青森	90,000	94,500	150,000	157,500	240,000	252,000
岩手	90,000	94,500	160,000	168,000	250,000	262,500
宮城	200,000	210,000	330,000	346,500	530,000	556,500
秋田	100,000	105,000	200,000	210,000	300,000	315,000
山形	100,000	105,000	200,000	210,000	300,000	315,000
福島	140,000	147,000	260,000	273,000	400,000	420,000
茨城	160,000	168,000	330,000	346,500	490,000	514,500
栃木	100,000	105,000	220,000	231,000	320,000	336,000
群馬	140,000	147,000	270,000	283,500	410,000	430,500
埼玉	390,000	409,500	740,000	777,000	1,130,000	1,186,500
千葉	280,000	294,000	540,000	567,000	820,000	861,000
東京	960,000	1,008,000	2,120,000	2,226,000	3,080,000	3,234,000
神奈川	430,000	451,500	900,000	945,000	1,330,000	1,396,500
新潟	200,000	210,000	360,000	378,000	560,000	588,000
富山	120,000	126,000	180,000	189,000	300,000	315,000
石川	110,000	115,500	200,000	210,000	310,000	325,500
福井	80,000	84,000	140,000	147,000	220,000	231,000
山梨	60,000	63,000	130,000	136,500	190,000	199,500
長野	170,000	178,500	350,000	367,500	520,000	546,000
岐阜	120,000	126,000	230,000	241,500	350,000	367,500
静岡	240,000	252,000	480,000	504,000	720,000	756,000
愛知	460,000	483,000	710,000	745,500	1,170,000	1,228,500
三重	120,000	126,000	200,000	210,000	320,000	336,000
滋賀	110,000	115,500	170,000	178,500	280,000	294,000
京都	210,000	220,500	310,000	325,500	520,000	546,000
大阪	600,000	630,000	950,000	997,500	1,550,000	1,627,500
兵庫	340,000	357,000	520,000	546,000	860,000	903,000
奈良	80,000	84,000	130,000	136,500	210,000	220,500
和歌山	70,000	73,500	110,000	115,500	180,000	189,000
鳥取	50,000	52,500	80,000	84,000	130,000	136,500
島根	60,000	63,000	110,000	115,500	170,000	178,500
岡山	120,000	126,000	230,000	241,500	350,000	367,500
広島	190,000	199,500	370,000	388,500	560,000	588,000
山口	100,000	105,000	200,000	210,000	300,000	315,000
徳島	70,000	73,500	140,000	147,000	210,000	220,500
香川	90,000	94,500	190,000	199,500	280,000	294,000
愛媛	100,000	105,000	190,000	199,500	290,000	304,500
高知	60,000	63,000	110,000	115,500	170,000	178,500
福岡	350,000	367,500	530,000	556,500	880,000	924,000
佐賀	60,000	63,000	90,000	94,500	150,000	157,500
長崎	80,000	84,000	140,000	147,000	220,000	231,000
熊本	110,000	115,500	200,000	210,000	310,000	325,500
大分	80,000	84,000	140,000	147,000	220,000	231,000
宮崎	90,000	94,500	190,000	199,500	280,000	294,000
鹿児島	90,000	94,500	210,000	220,500	300,000	315,000
沖縄	80,000	84,000	190,000	199,500	270,000	283,500
計	12,990,000	13,639,500	15,580,000	16,359,000	28,570,000	29,998,500

(6) 利用料算定シート

利用料については、確認件数等の入力により、自動的に算出できる EXCEL シートを会員専用サイト (<http://www.icba.or.jp/DBkyougikai/> ID=3582、パスワード=6451) に掲載しております。

平成22年度利用契約用																																																																			
Ver 1.5																																																																			
建築行政共用データベースシステム 利用料算定用回答シート																																																																			
<p>【説明】 この資料は、建築行政共用データベースシステムの利用料及びその算定根拠資料を利用者側で作成することを目的として、利用料算定に必要な事項を整理したものです。 下記設問に順にご回答いただきますと、回答シート以降に設けます。 入力は黄色いセルのみにお願いします。(グレーのセルに入各サブシステム利用料の算定根拠は第6回連絡協議会総会【資料5】「利用料について」に基づいております。但し総額にしておりますのでご注意ください。【総括票】月額(税抜)欄参照</p> <p>【サブシステムの略称】 台帳S : 台帳・帳簿登録閲覧システム 法令DB : 配信S : 通知・報告配信システム 道路S : 建築士S : 建築士・事務所登録閲覧システム</p> <p>【設問】</p> <p>1 行政区分を右欄に入力してください。 補足 ・右欄をクリックすると▼マークが表示されます。さらに▼マークをクリックするものを選択してください。</p> <p>2 平成20年度の建築確認件数を入力してください。 補足 ・建築確認件数は建築物のみを対象とし、計画変更確認、計画件数は、申請件数でなく、確認をおこなった件数としてください。 ・補正値は自動算定されますので、右欄では補正値を考慮する</p> <p>3 台帳Sを利用しますか。 補足 ・はいを選択すると 利用形態①(台帳S+配信S+建築士S) ・いいえを選択すると 利用形態②(配信S+建築士S(照会等))</p> <p>【3ではいと回答した場合のみ】</p> <p>3-1 設問2で入力した建築確認件数について、200㎡以内、200㎡超のもの各々を入力してください。 補足 ・増築の場合の延べ面積は、申請部分により判断してください。 ・補正値は自動算定されますので、右欄では補正値を考慮する</p> <p>3-2 (行政庁のみ)平成20年度の確認審査報告書を入力してください。 補足 ・確認審査報告書の建築物のみを対象とします。 ・増築の場合の延べ面積は、申請部分により判断してください。 ・補正値は自動算定されますので、右欄では補正値を考慮する</p>	<p style="text-align: right;">平成21年07月26日</p> <p style="text-align: center;">【総括票】建築行政共用データベースシステム 利用料 (試算)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">摘要</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成22～24年度利用料</td> <td style="text-align: center;">年額</td> <td style="text-align: right;">¥0 (税込)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">月額</td> <td style="text-align: right;">¥0 (税込)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ストック部分保管費</td> <td></td> <td style="text-align: right;">¥0 (税込)</td> </tr> </table> <p>内訳</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>サブシステム名</th> <th>利用料年額(円)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 台帳・帳簿登録閲覧システム</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td>ストック部分は下欄に別途計上</td> </tr> <tr> <td>B 通知・報告配信システム</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td>無償(施策3)</td> </tr> <tr> <td>C 建築士・事務所登録閲覧システム(照会等)</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>C' 建築士・事務所登録閲覧システム(登録等)</td> <td style="text-align: center;">対象外</td> <td>都道府県のみ</td> </tr> <tr> <td>D 建築基準法令データベース</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>E 道路情報登録閲覧システム</td> <td style="text-align: center;">対象外</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">小計(税抜)</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">月額(税抜)</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td>月額の端数処理 小計/12ヶ月、100円未満切捨による</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消費税</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">月額(税込)</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年額(税抜)</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td>月額(税抜)×12ヶ月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消費税</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年額(税込)</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">台帳・帳簿登録閲覧システム(ストック部分)</td> <td style="width: 20%;">対象外</td> <td style="width: 30%;">一括支払い金額</td> </tr> <tr> <td>端数処理</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td>1,000円未満切り捨て</td> </tr> <tr> <td>消費税</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計(税込)</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td>ストック部分保管費</td> </tr> </table> <p>注記事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 各サブシステムに係る保守費(障害対応等)及びサポート費(問合せ対応等)を含みます。 サーバ、端末等の機器調達費及び保守サポート費は含みません。 各サブシステムの動作環境となるOS等の基本ソフト関係経費は含みません。 既存データの移行事務手数料は含みません。 A～Eのうち、単独で利用契約可能なのはC'及びEのみです。 お支払い方法については相談に応じます。 <p style="text-align: right; font-size: small;">お問い合わせ 財団法人建築行政情報センター 導入促進課 TEL03-5225-7707 E-MAIL:dbinfo@icba.or.jp</p>	摘要			平成22～24年度利用料	年額	¥0 (税込)		月額	¥0 (税込)	ストック部分保管費		¥0 (税込)	サブシステム名	利用料年額(円)	備考	A 台帳・帳簿登録閲覧システム	0	ストック部分は下欄に別途計上	B 通知・報告配信システム	0	無償(施策3)	C 建築士・事務所登録閲覧システム(照会等)	0		C' 建築士・事務所登録閲覧システム(登録等)	対象外	都道府県のみ	D 建築基準法令データベース	0		E 道路情報登録閲覧システム	対象外		小計(税抜)	0		月額(税抜)	0	月額の端数処理 小計/12ヶ月、100円未満切捨による	消費税	0		月額(税込)	0		年額(税抜)	0	月額(税抜)×12ヶ月	消費税	0		年額(税込)	0		台帳・帳簿登録閲覧システム(ストック部分)	対象外	一括支払い金額	端数処理	0	1,000円未満切り捨て	消費税	0		計(税込)	0	ストック部分保管費
摘要																																																																			
平成22～24年度利用料	年額	¥0 (税込)																																																																	
	月額	¥0 (税込)																																																																	
ストック部分保管費		¥0 (税込)																																																																	
サブシステム名	利用料年額(円)	備考																																																																	
A 台帳・帳簿登録閲覧システム	0	ストック部分は下欄に別途計上																																																																	
B 通知・報告配信システム	0	無償(施策3)																																																																	
C 建築士・事務所登録閲覧システム(照会等)	0																																																																		
C' 建築士・事務所登録閲覧システム(登録等)	対象外	都道府県のみ																																																																	
D 建築基準法令データベース	0																																																																		
E 道路情報登録閲覧システム	対象外																																																																		
小計(税抜)	0																																																																		
月額(税抜)	0	月額の端数処理 小計/12ヶ月、100円未満切捨による																																																																	
消費税	0																																																																		
月額(税込)	0																																																																		
年額(税抜)	0	月額(税抜)×12ヶ月																																																																	
消費税	0																																																																		
年額(税込)	0																																																																		
台帳・帳簿登録閲覧システム(ストック部分)	対象外	一括支払い金額																																																																	
端数処理	0	1,000円未満切り捨て																																																																	
消費税	0																																																																		
計(税込)	0	ストック部分保管費																																																																	

なお、利用料算定シートは利用料の算定となります。その他必要な経費を含めた見積は個別に発行しておりますので、ICBA導入促進課各地方別担当者宛にご連絡ください。

(7) その他必要な経費について

共用データベースの利用に当たっては、利用料のほか、次の費用についてご注意ください。

①既存データ移行費

(7) ほくとの既存データを台帳S（IDC）に移行する場合

移行費-----50万円（既存データ抜取、データ変換、エラーチェック、投入）
 移行対象サーバ追加費---5万円（1台追加につき）^{注1}
 機器撤去費-----個別見積^{注2}
 データ消去費-----個別見積^{注2}

(イ) ほくとの既存データを台帳S（庁内サーバ）に移行する場合

サーバ設定費-----35万円（庁内サーバのセットアップ）
 移行費-----50万円（既存データ抜取、データ変換、エラーチェック、投入）
 移行対象サーバ追加費---5万円（1台追加につき）^{注1}
 機器撤去費-----個別見積^{注2}
 データ消去費-----個別見積^{注2}

注1 通常、ほくとは組織ごとに1台のサーバで運用されておりますので、この場合、移行対象サーバ追加費は発生しません。各拠点にほくと用のサーバを個別に設置している場合に限り発生する費用です。

注2 機器撤去費とデータ消去費は、設置環境等により金額が異なりますので、リース業者（ICBAがリースしている場合は、ほくと窓口）にお問い合わせください。

(ウ) 独自システムの既存データを台帳Sに移行する場合

移行費-----10万円（投入のみ）
 中間ファイル変換までの作業は、利用者側で行ってください。この場合、変換作業委託等の費用が必要となりますのでご注意ください。

※サーバ設定費、移行対象サーバ追加費、機器撤去費及びデータ消去費は(7)、(イ)と同様です。

(エ) ほくとと独自システムが並存する場合

ほくとと独自システムが並存する場合、両データの移行費は(7)または(イ)と(ウ)の合算となります。

②独自システムを配信Sに接続するためのシステム改修費

独自システムを継続利用し、それを配信Sと接続する場合に必要となります。

また、法改正等により配信Sのインターフェース規定書が更新された場合、その都度独自システムを改修する必要があることから、一般に独自システムの保守費も必要となります。

③庁内・社内サーバの運用に係る経費

道路Sをご利用の場合または台帳Sで庁内・社内サーバを独自に設置する場合、サーバに係るリース費、保守費、各種設定費等が必要となります。

特に台帳Sで庁内・社内サーバを独自に設置する場合、LGWANまたはIP-VPNとの接続も必要となることから、ネットワーク機器の設定変更費が嵩む場合があります。（特定行政庁においては情報部局にご確認ください。）

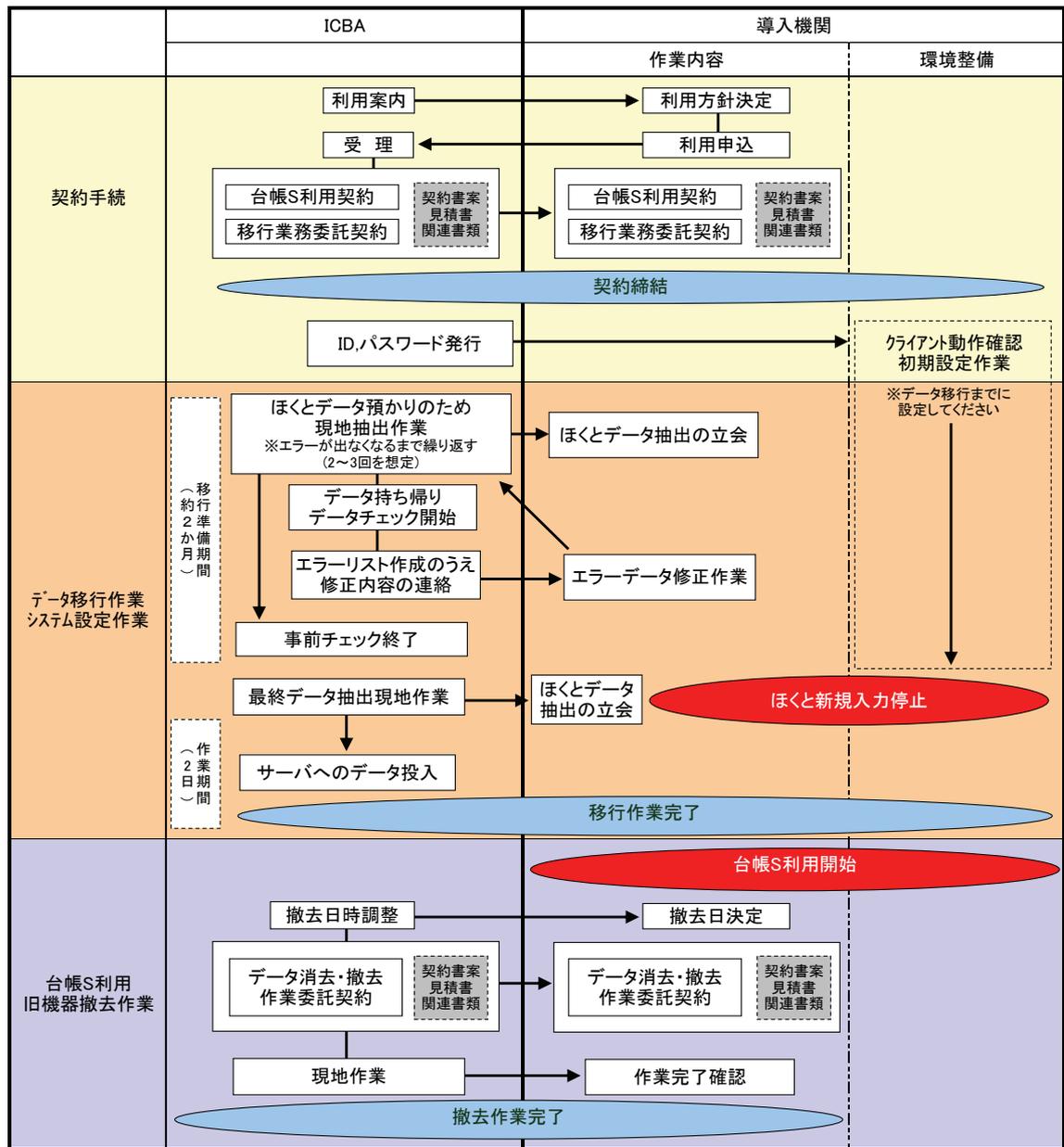
第2章 システム移行の考え方について

1. 既存システムから台帳Sへの移行フロー

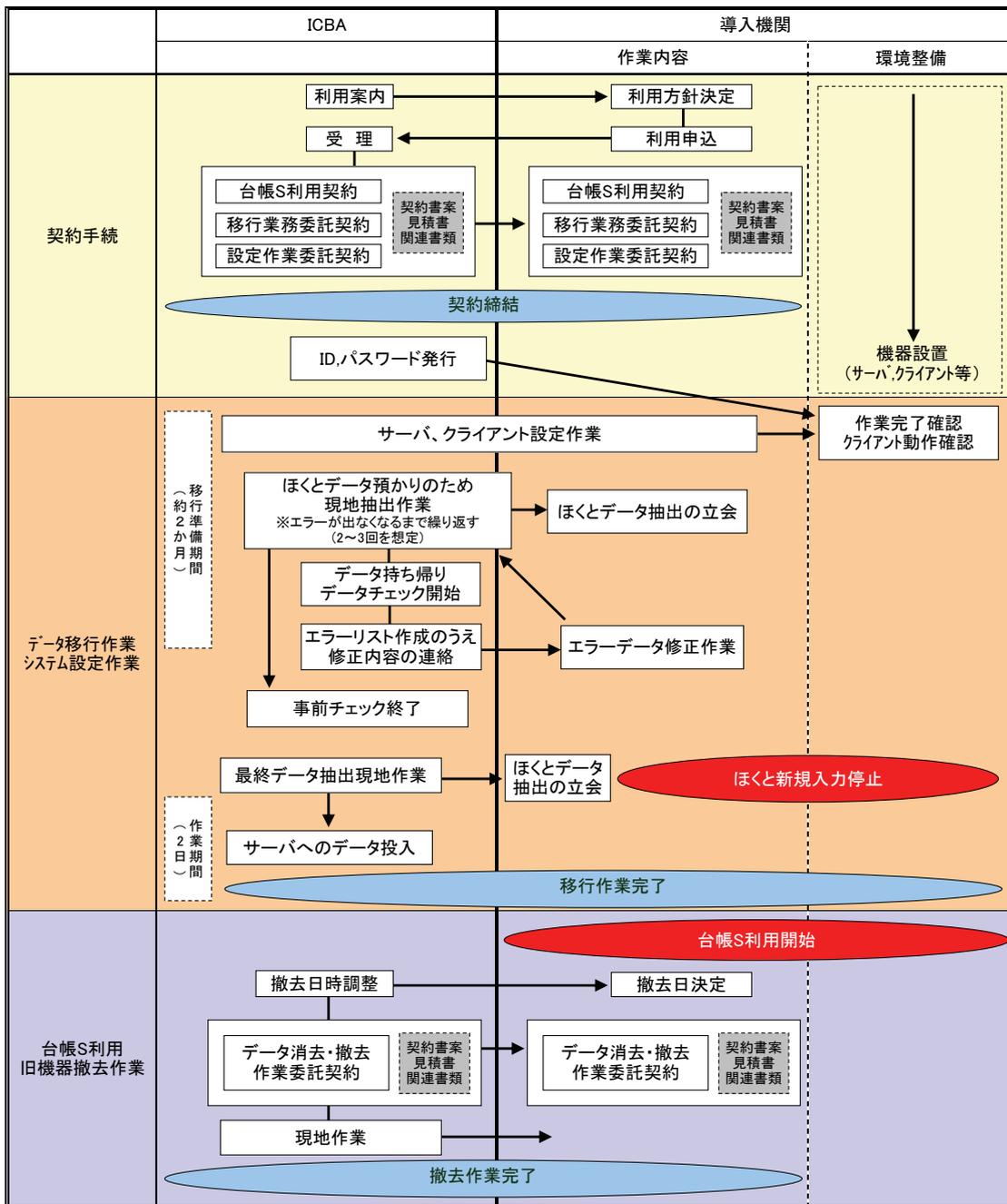
既存システム（ほくとまたは独自システム）から台帳Sに移行する場合の、導入機関（利用者）とICBAの作業分担と流れを示します。

ほくとをご利用の場合、データ移行作業に着手後、台帳S利用開始までに約2か月を要します。

(1) ほとからの移行フロー（IDC利用の場合）



(2) ほくとからの移行フロー（庁内サーバ利用の場合）



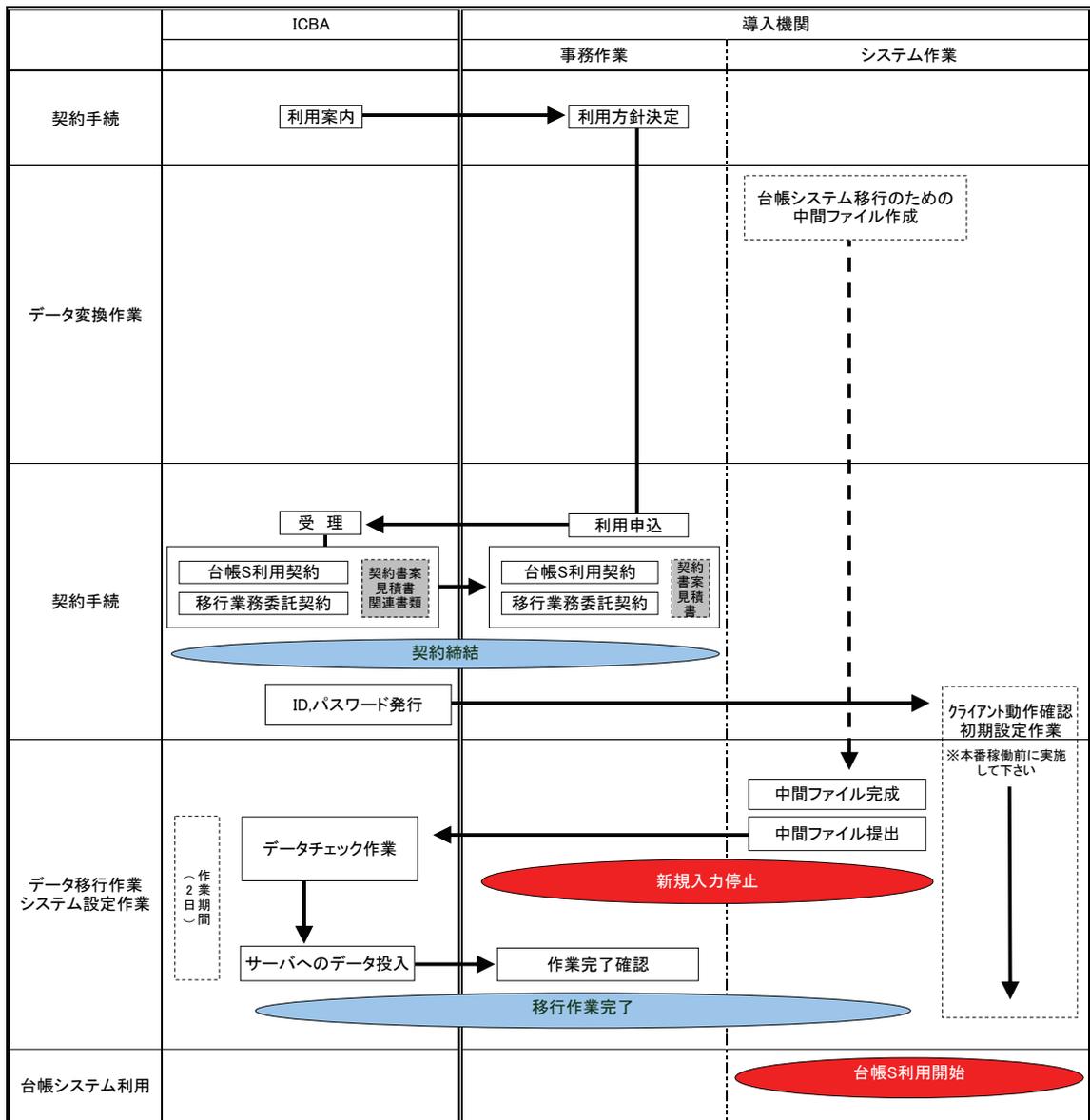
(3) 独自システムからの移行フロー

独自システムからの移行において、ICBA では中間ファイルのサーバへの投入のみを行います。

導入機関におかれましては、あらかじめ中間ファイルフォーマット※注に準じて、既存データの変換作業を行っておく必要があります。

※注

中間ファイルフォーマット：平成21年8月中に公開予定



2. 移行期間における既存システムの運用と留意点

前掲の図で、「データ移行作業・設定作業」の期間において、ほくとまたは独自システムから台帳Sに運用を切り替えるための留意点について説明します。

(1) ほくとから台帳S（総合管理センター利用）に切り替える場合

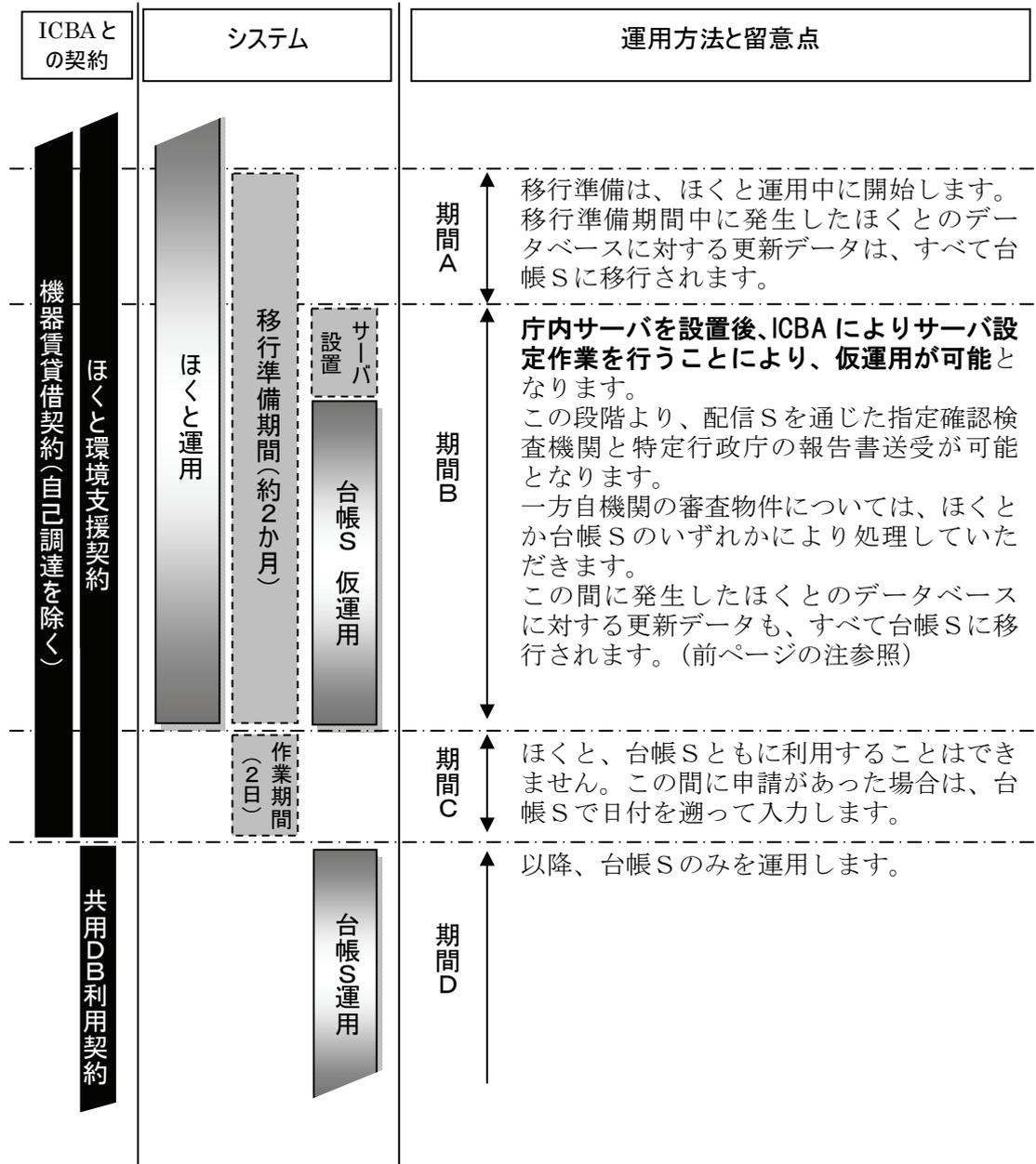
データ移行の各段階（下図期間A～D）により下図に示すとおりA～Dの期間に分け、各々について、運用方法と留意点を整理します。



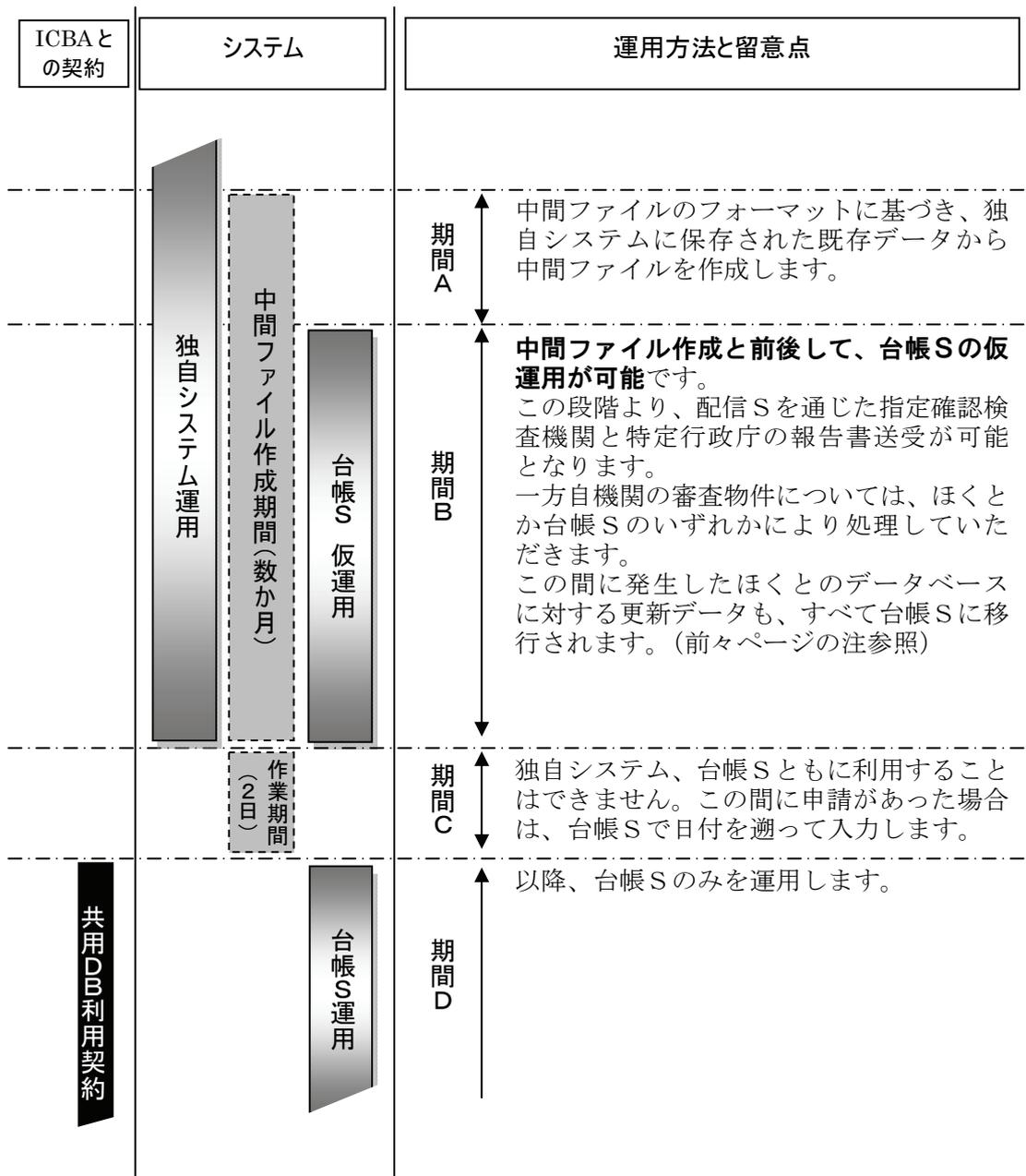
(注) 期間B（仮運用中）において登録されたデータについて

- (ア) ほくとと台帳Sは、データの連携を行うことはできません。
- (イ) 同一物件をほくと・台帳Sの双方に登録された場合、台帳Sに移行後、重複データとなります（上書きはされません）。
- (ウ) 確認をほくとに登録し、その物件の検査申請が台帳Sに登録（指定確認検査機関から送付された報告データを含む）された場合等においては、当該データの関連付けは、台帳Sに移行後、台帳Sの機能を利用して1件ずつ手入力により処理する必要があります。

(2) ほくとから台帳S（庁内サーバ利用）に切り替える場合



(3) 独自システムから台帳S（総合管理センター利用）に切り替える場合



(4) 独自システムから台帳S（庁内サーバ利用）に切り替える場合

台帳S仮運用前に、ICBAにより庁内サーバの設定が必要であるほかは、上記(3)と同様です。

3. 平成22年4月に運用開始できない場合の取り扱いについて

(1) ほくとの利用延長を希望される場合

ほくとの契約（環境支援契約、機器賃貸借契約）満了後、ただちに台帳Sの運用を開始いただくことができますが、ほくとの利用延長を希望される場合は、次のとおり取り扱います。

① ほくとの契約が平成22年度末までに満了の場合

平成22年度末を限度として、ほくとの契約を延長可能とします。

② ほくとの利用契約が平成23年度以降に満了の場合

契約満了となる年度の年度末を限度として、ほくとの利用契約を延長可能とします。

ほくと契約満了年度		21年度	22年度	23年度	24年度
21年度	原則	現行ほくと契約 満了			台帳S運用
	延長した場合		ほくと延長可能		
22年度	原則	現行ほくと契約	満了		台帳S運用
	延長した場合		ほくと延長可能		
23年度	原則	現行ほくと契約		満了	台帳S運用
	延長した場合			ほくと延長可能	
24年度	原則	現行ほくと契約			満了 台帳S運用
	延長した場合				ほくと延長可能

なお、延長した場合も、ほくとの契約が存続する間は、ほくとのサポートを実施いたします。

(2) I C B A側の事由により、ほくと利用継続のやむなきに至った場合

移行作業の遅延その他 I C B A側の事由により、予定どおり台帳Sの運用を開始できなくなり、ほくと利用の継続が必要となった場合、次のとおりとします。

- (ア) ほくとのサポートは、従前どおり継続します。
- (イ) ほくとの環境支援契約は、月額を共用DBの利用料と同額にて、台帳Sの運用開始時期まで延長させていただきます。
- (ウ) ほくとの機器賃貸借契約は、その費用を I C B A負担として、台帳Sの運用開始時期まで延長させていただきます。

(3) 利用者の希望により、台帳Sに移行後もほくとを利用する場合

この場合、ほくとの契約と台帳Sの利用契約の2つを締結し、両方の金額のお支払いが必要です。

(4) 平成 22 年度以降もほくと（または独自システム）を利用する場合（お願い）

配信 S 本稼働（平成 22 年度）後、指定確認検査機関が配信 S に送信するデータを特定行政庁が受信するには配信 S を利用しますが、そのデータを参照・印刷するためには台帳 S（または改修後の独自システム）が必要となります。

また逆に、特定行政庁が配信 S を利用してデータを受信する態勢を整えた際、指定確認検査機関からデータを送信するためには、配信 S に加えて台帳 S（または改修後の独自システム）が必要となります。

そこで、平成 22 年度以降、ほくと（または独自システム）を利用する場合は、配信 S を利用して他の機関とデータ送受できるよう、下記条件にて**台帳 S を無償で提供**します。その際は、**配信 S をご利用いただくため、利用形態②をご契約いただくよう**、お願いいたします。

① 台帳 S の利用を予定している場合

ほくとの利用契約が存続する間、平成 22 年度末（I C B A 側の事由で台帳 S 利用開始が遅延した場合は、台帳 S 利用開始まで）を限度とします。

また、利用目的は配信 S でのデータ送受及び受信したデータの処理に限定させていただきます。

② 独自システムの改修を予定している場合

独自システムの改修が完了するまでの間、平成 22 年度末（I C B A 側の事由で改修が遅延した場合は、改修完了まで）を限度とします。

また、利用目的は配信 S でのデータ送受及び受信したデータの処理に限定させていただきます。

4. 特殊な移行について

① ほくとまたは独自システムと、台帳 S を並行運用した場合

通常のデータ移行と同様に扱います。

なお、台帳 S に既に登録データが存在する場合、ほくとまたは独自システムからの移行データは上書きされません。

また、同一物件の確認申請データと検査データの関連付け等は、台帳 S に移行後、台帳 S の機能で行います。

② 市町村合併の場合

他の特定行政庁のデータと統合した場合、受付番号等はそのまま移行されます。

費用、手続等につきましては、個別協議とさせていただきます。

③ 新規に特定行政庁となった場合

新規に特定行政庁となる場合、県のデータベースを分割し、当該特定行政庁のデータベースに移行する場合があります。この場合の費用、手続等につきましては、個別協議とさせていただきます。

参 考 资 料

1. 各サブシステムの資料リスト

サブシステムの仕様等に関する情報は、建築行政共用データベースシステム連絡協議会ホームページ (<http://www.icba.or.jp/DBkyougikai/>) に資料を掲載しています。掲載資料は次のとおりです。

① 機能

(7) 建築士・事務所登録閲覧システム

1. 利用ガイド

- 1) 建築確認・検査業務用照会機能
・操作マニュアル

(4) 台帳・帳簿登録閲覧システム／通知・報告配信システム

1. システム概要

- 1) 台帳・帳簿登録閲覧システム及び通知・報告配信システムの俯瞰図
- 2) 台帳・帳簿登録閲覧システム開発方針
- 3) 台帳・帳簿登録閲覧システム利用イメージ

2. 機能概要

1) 特定行政庁向け

- ・申請受付画面イメージ
- ・許可・認定・指定台帳受付画面イメージ
- ・定期報告受付画面イメージ
- ・違反台帳受付画面イメージ
- ・審査/決裁業務画面イメージ
- ・報告業務画面イメージ
- ・統計に係る考え方、画面、帳簿イメージ
- ・データ抽出機能について（任意統計）
- ・台帳管理画面イメージ

2) 指定確認検査機関向け

- ・受付業務画面イメージ
- ・審査/決裁業務画面イメージ
- ・報告業務画面イメージ
- ・統計に係る考え方、画面、帳簿イメージ
- ・データ抽出機能について（任意統計）

3. 対象申請・帳票一覧

- 1) 台帳・帳簿登録閲覧システム（特定行政庁向けシステム）対象申請・帳票一覧
- 2) 台帳・帳簿登録閲覧システム（経由庁向けシステム）対象申請・帳票一覧
- 3) 台帳・帳簿登録閲覧システム（指定確認検査機関向けシステム）対象申請・帳票一覧

4. 管理項目一覧

- 1) 台帳・帳簿登録閲覧システムの代表的な管理項目の一覧
- 2) 許可・認定・指定申請管理項目
- 3) 違反台帳管理項目

5. 利用ガイド

（準備中）

(7) 建築基準法令データベース

※平成21年度中は、ICBAホームページより無償でご利用可能です。
《提供資料はございません》

(I) 道路情報登録閲覧システム

1. システム概要
 - 1) 道路情報登録閲覧システムの目的・概要
2. 機能概要
 - 1) 道路情報登録閲覧システムの機能紹介
3. 利用ガイド
 - 1) 運用形態及び利用料について
 - 2) 試用版利用申し込みのご案内
 - 3) 道路情報登録閲覧システム（庁内版）Ver1.1.0 アップデート
 - ・ Ver1.1.0 アップデートマニュアル
 - ・ Ver1.0.0 から Ver1.1.0 へのアップデート差分（プログラム）
 - ・ Ver1.0.1 ないし Ver1.0.2 から Ver1.1.0 へのアップデート差分（プログラム）
 - 4) 道路情報管理様式 Ver2.1
 - ・ 道路情報管理様式 Ver2.0 についてのお知らせ
 - ・ 道路情報管理様式 Ver2.1（プログラム）
 - ・ 道路情報管理様式 Ver2.1 操作説明書
 - ・ 道路情報管理様式 Ver2.1 へのバージョンアップ方法
4. 関連資料
 - 1) 道路情報登録閲覧システムに関する Q & A
 - 2) 第 2 回アンケート結果

② 既存システムとの連携

- (7) 建築士・事務所登録閲覧システム 《提供資料はございません》
- (イ) 台帳・帳簿登録閲覧システム／通知・報告配信システム
 1. インターフェース規定書全体構成説明資料
 2. 台帳・帳簿登録閲覧システムインターフェース規定書（共通編）
 3. 台帳・帳簿登録閲覧システムインターフェース規定書（共通編：別冊）
 4. 台帳・帳簿登録閲覧システムインターフェース規定書（業務編）
 5. 台帳・帳簿登録閲覧システムインターフェース規定書（XML スキーマ編）
 6. 台帳・帳簿登録閲覧システムインターフェース規定書（XML スキーマ編：別冊）
- (ウ) 建築基準法令データベース 《提供資料はございません》
- (I) 道路情報登録閲覧システム 《提供資料はございません》

③ 既存データの移行

- (7) 建築士・事務所登録閲覧システム 《提供資料はございません》
- (イ) 台帳・帳簿登録閲覧システム／通知・報告配信システム（資料準備中）
- (ウ) 建築基準法令データベース 《提供資料はございません》

(I) 道路情報登録閲覧システム

1. 道路情報登録閲覧システムデータ交換仕様

④ 利用手続

- (7) 建築士・事務所登録閲覧システム
 1. 運用開始に関するご案内
 2. 建築確認・検査業務用照会
 - 1) 試行利用についてのご案内（特定行政庁向け）

- 2) 試行利用についてのご案内（指定確認検査機関向け）
 - 3) システム利用規約
 - 4) 利用申込書
 - 5) 試行利用開始に関するご案内
- (イ) 台帳・帳簿登録閲覧システム／通知・報告配信システム（資料準備中）
- (ウ) 建築基準法令データベース 《提供資料はございません》
- (エ) 道路情報登録閲覧システム
1. 運用開始に関するご案内
 2. 試用版利用申し込みのご案内

⑤ 料金

1. 利用料算定シート
2. 第6回 建築行政共用データベースシステム連絡協議会総会資料 冊子（2）
3. V7ほくと用建築確認件数・ストック件数調査用ツール
4. V7ほくと用建築確認件数・ストック件数調査手順書
5. V7ほくと用建築確認件数・ストック件数調査結果（例）

2. 共用DB利用者以外の法令DBの利用について

法令DBは、下記のとおり建築基準法関係法令、(ア) 建築士法令、(イ) 大臣認定書、(ウ) 大臣認定書検索システム(大臣認定DB)※注を試用利用としてインターネットにより無償で公開(平成22年3月まで)しています。

※注 認定取得者の同意を得た大臣認定書を建築主事、指定確認検査機関のみに提供掲載している認定書のリストは、ICBAのHPで一般に公開

①提供内容

(ア) 建築基準法関係法令

The screenshot shows the 'Building Standards Law Database' website. The main navigation bar includes '検索画面', '環境設定', and 'ヘルプ'. Below this, there are tabs for '基準法', '施行令', '施行規則', '規則様式', '機関省令', '告示', '通達/通知', '例規', and '関係規定'. The '基準法' tab is selected. The page title is '建築基準法'. There are date navigation buttons for '前日', '今日', and '翌日', and a date selector set to '2009(平成21年) 年 7 月 9 日'. Below the title, there are two columns: '章目次' and '条番号目次'. The '章目次' column shows '第1章 総則 (第1条-第18条の3)'. The '条番号目次' column shows '第1条 目的' and '第2条 用語の定義'.

(イ) 建築士法令

The screenshot shows the 'Building Practitioner Law Database' website. The main navigation bar includes '検索画面', '環境設定', and 'ヘルプ'. Below this, there are tabs for '建築士法', '施行令', '施行規則', '規則様式', '機関省令', and '告示'. The '建築士法' tab is selected. The page title is '建築士法'. There are date navigation buttons for '前日', '今日', and '翌日', and a date selector set to '2009(平成21年) 年 7 月 9 日'. Below the title, there are two columns: '章目次' and '条番号目次'. The '章目次' column shows '第1章 総則 (第1条-第3条の3)'. The '条番号目次' column shows '第1条 目的' and '第2条 定義'.

(ウ) 大臣認定書検索システム (大臣認定 DB)

大臣認定検索表示システム ログアウト

■検索条件を入力し「検索」ボタンを押してください

認定番号: 認定年月日: 西暦 年 月 日 ~ 年 月 日
(※認定コードの最初の数字文字を入力して部分一致検索ができます) (※年月日は西暦で、また半角数字を使用してください)

認定を受けた構造方法等の名称:

(※名称の一部を入力して部分一致検索ができます。その際、「*」などのワイルドカード文字は不要です)

申請者名:

(※申請者名の一部を入力して部分一致検索ができます。その際、「*」などのワイルドカード文字は不要です)

検索結果: 424 件です ページ移動 前ページ 1 / 22 ページ 次ページ

No.	認定番号	認定年月日	認定を受けた構造方法等の名称	申請者名	通名申請者数
1	DR-0001	2001/03/23	ポリプロピレン樹脂系シート張/軽量気泡コンクリートパネル下地屋根	簡中シート防水株式会社	1
2	DR-0005	2001/05/15	フェノールフォーム充填/両面繊維混入フェノール樹脂板屋根	東し株式会社	1
3	DR-0006	2001/05/15	砂付ガラス繊維混入アスファルト系シート・合板張/木造下地屋根	新星商事株式会社	1
4	DR-0007	2001/06/11	塩化ビニル樹脂系シート・けい酸カルシウム板・押出法ポリスチレンフォーム保温板張/コンクリート板屋根	アーキヤマテ株式会社	1
5	DR-0008	2001/06/11	塩化ビニル樹脂系シート・けい酸カルシウム板・押出法ポリスチレンフォーム保温板張/コンクリート板屋根	早川ゴム株式会社	1
6	DR-0016	2001/07/03	ガラス繊維強化水酸化アルミニウム混入ポリエチレン板覆い/塗装溶融重鉛めっき鋼板・木毛セメント板張/鉄骨下地屋根	日東紡績株式会社	1
7	DR-0020	2001/07/31	塩化ビニル樹脂系防水シート・ポリスチレンフォーム張/鉄筋コンクリート造屋根	ロンシール工業株式会社	1
8	DR-0021	2001/07/31	塩化ビニル樹脂系防水シート・ガラス繊維混入火山礫サンドアッシュフェノール樹脂板・ポリスチレンフォーム張/鉄筋コンクリート造屋根	ロンシール工業株式会社	1
9	DR-0024	2001/08/23	ケイ砂・水酸化アルミニウム混入アクリル樹脂系塗装/塩化ビニル樹脂系シート・ポリエチレンフィルム融着ガラス繊維シート・押出法ポリスチレンフォーム保温板張/コンクリート板屋根	早川ゴム株式会社	1
10	DR-0037	2001/10/10	塩化ビニル樹脂系シート・ポリエチレン樹脂フィルム融着ガラスクロス表張/両面アルミニウムはく・ポリエチレン樹脂フィルム・クラフト紙積層シート・押出法ポリスチレンフォーム保温板張/塗装溶融重鉛めっき鋼板折板/鉄骨下地屋根	簡中シート防水株式会社	1

(参考) ICBA の HP で公開している大臣認定検索表示システムに掲載している大臣認定書のリスト

認定番号の頭文字: 防火設備

防火材料/防火設備の認定情報

認定区分	認定番号	備考
防火地域等の屋根	DR-****	
	DW-****	不燃性の物品を保管する倉庫等
法第22条指定区域の屋根	UR-****	
	UW-****	不燃性の物品を保管する倉庫等
不燃材料	NM-****	
	NE-****	外部仕上げ用
準不燃材料	QM-****	
	QE-****	外部仕上げ用
難燃材料	RM-****	
	RE-****	外部仕上げ用
防火区画の開口部	EA-****	
特定防火設備(移行認定)	EA-9***	
耐火建築物等の外壁防火設備	EB-****	
防火設備(移行認定)	EB-9***	

JavaScriptを無効に設定していると枠内が空白になります。枠内が空白で表示される場合は、下の [3. JavaScript無効の場合の大臣認定書のリスト](#) をご利用ください。
 この大臣認定データベースシステムに掲載している大臣認定書は、認定取得企業の方々から同意を得られたものを掲載していますので、大臣認定の全てではありませんのでお気をつけください。
 一部、整備中につき掲載されていないものがあります。

②平成 22 年 4 月以降の利用方法

建築基準法令データベースを利用するには、共用DBの利用契約に基づく利用と、情報会員制度の会員登録に基づく利用の2通りの方法があります。

なお、ご利用にはインターネット回線が必要となりますのでご注意ください。

利用方法	種別	対象	料金 (税抜)	利用可否 ○：可 ×：不可		
				(ア) 建築 基準法 関係 法令	(イ) 建築 士法 関係 法令	(ウ) 大臣 認定 DB
共用DB 利用契約	利用形態① 利用形態②	都道府県 特定行政庁 指定確認検査機関	共用DB 利用料に よる	○	○	○※2
	その他	国※1	同上			
情報会員	団体会員	建築関係の団体単位 で登録した会員※3	年会費 3,000 円	○	○	×
	個人会員	個人として登録し た会員	年会費 12,000 円			
	法人会員	設計事務所 特定行政庁 指定確認検査機関 指定登録機関 指定事務所登録機関 構造計算適合性判定機関 等	年会費 12 万円 (1口12名)			

※1 国には、国土交通省本省のほか、各地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局、国総研等が含まれます。

※2 (ウ) 大臣認定DBの動作環境は、(ア) 建築基準法関係法令及び(イ) 建築士法関係法令の動作環境と若干異なりますのでご注意ください。(「動作環境について」参照)

※3 建築士会及び建築士事務所協会等のうち、「ICBA 情報会員制度課金情報に関する協定」を締結した団体の会員及びその団体の職員は、情報会員における団体会員としての登録が可能です。

3. 質疑回答集

No	分類	質疑	回答
1	利用料	平成 24 年度までの施策が示され、利用料が算定されるが、予算要求する際、今後 5 カ年、すなわち平成 25、26 年度の利用料の見込みについても説明する必要がある。計算してもらえるか。	平成 25 年度以降の利用料については、「基本的な考え方」に基づく利用料となります。 なお、負担軽減の施策がなくなると利用料が増額になってしまう機関も生じますが、今後、運営経費の縮減、利用者数の増加等を踏まえ、単価を低減することを検討します(十分な低減が図れない場合も、現時点の単価を上限といたします)。
2	利用料	台帳 S の定額部分について、都道府県・政令市が第 4 回総会で提示された額を大幅に増額しているのはなぜか。	都道府県、政令市については管内の建築物数が相対的に多く、また都道府県においては法律上の権限も付与されていることや経由市町村の利用など共用 DB 利用効果が高いことから、定額部分を見直させていただきました。
3	利用料	現在「ほくと」を利用しているが、平成 21 年度に再リースを行い、20 年度と比較し、大幅に減額された。22 年度の利用料は予算の関係上、21 年度の負担額以下としたい。	ほくとの 95% のベースとなるのは平成 20 年度のほくと総負担額になります。 なお、この利用料を算定する際は、ほくと以外の業務と兼用の機器及びキーパンチの人件費等は計上不要です。 また、平成 22 年度、23 年度に利用する場合も平成 20 年度の件数が基準になりますのでご注意ください。
4	利用料	台帳 S の利用料について、庁内サーバを使用する場合、IDC サーバを使用しない分安価にできないか。	庁内サーバの場合、障害発生時の出張による復旧対応費、ソフトウェアバージョンアップに伴うインストール用メディア作成費等が発生することを考慮し、IDC を利用する場合と差を設けない方針にしました。
5	利用料	台帳 S の従量部分で件数換算するとき、昇降機等も加算するのか。	従量部分の件数は「建築確認件数」としており、建築物に限定しております。したがって、昇降機、工作物は含みません。また、変更確認、計画通知、検査申請、定期報告も含みません。
6	利用料	経由市町村の入力に対応可能となっているが、経由市町村がアクセスする場合、利用料がかかるのか。	県との利用契約により、経由市町村向けの機能を利用することが可能です。よって、経由市町村への利用料発生及び県の利用料の追加が発生することはありません。
7	利用料	利用形態は①または②のいずれかしかないのか。	台帳 S は独自 S を利用している機関が多いこと、配信 S は全機関に利用いただ

No	分類	質疑	回答
			きたいこと、また建築士Sの照会機能及び法令DBは、建築行政業務において利用頻度が高いことなどから、多くの機関に効果的に活用いただくためにこの形態にさせていただきました。そして、その利用料総額について、ほくと総負担額よりも低額になるような措置を講じました。
8	利用料	利用料にはどんな内容が含まれているのか。	利用料に含まれる内容は、システム保守費用、システム修繕費用、利用者へのサポート費用などです。
9	利用料	利用するPC台数や庁内サーバ型の場合のサーバ台数によって使用料及び保守料は変わるのか。	使用する台数による利用料の変動はありません。 但し、利用料にはそれぞれが用意したPC及びサーバの保守料は含まれておりません。
10	利用料	現在の費用試算は、共用DBへの加入率をどの程度見込んでいるのか。	現在、「ほくと」を利用している行政庁が台帳Sを利用した場合をベースに負担額を算出しています。
11	利用料	共用DBへの加入率が想定よりも少ない結果となった場合、負担額は大きくなるのか。	現在、「ほくと」を利用している行政庁が台帳Sを利用した場合をベースに負担額を算出しているため、負担額が大きくなることはないと考えています。
12	利用料	利用料の見積を作成して欲しい。	ICBAまでご連絡いただければ、随時見積を作成いたします。
13	利用料	複数年契約は可能か。	単年度契約を基本としておりますが、ご相談に応じます。 但し、現在示した利用料は平成24年度までとしているので、最長でも平成24年度までになります。
14	利用料	システム利用の契約はいつころになるのか。稼働開始となる11月からか、利用料の発生する4月からか。	システム利用の契約は、平成22年4月からとなります。平成21年11月から平成22年3月までは、システム試用期間とさせていただいており、この間のご利用手続きは別途ご案内いたします。
15	利用料	新システムになった場合、協議会の負担金はどのようになるのか	新システムでは協議会負担金ではなくシステム利用料としてご負担いただく形態となります。
16	利用料	共用DB連絡協議会は現在、入会金・会費が無料だが、本稼働後は会費が発生するのか。	今後、連絡協議会理事会で検討し、総会で決定することになりますが、会費は発生しないと思われま。

No	分類	質疑	回答
17	システム全体	共用DBに加入した後、システムの改善を求めた場合、どのように反映又は対応するのでしょうか。	対応すべき項目は、利用者からのご要望を踏まえ、改善コスト、所要期間等を勘案して決定する方針です。 そのためのコストは利用料に含まれておりますので、原則としてシステム改善実施に伴う利用者側の費用負担は発生しません。
18	システム全体	ID・パスはクライアント1台に対して1つなのか。また、クライアントを最初に1台用意し、4月からの本稼働に合わせて追加で用意した場合、ID・パスは同じなのか。	ICBAから管理者のID・パスを発行いたします。その後、管理者が、利用者のID・パスを随時発行できる仕組みになっております。ID・パスは一人に1つになります。
19	台帳S	経由市町村は、どのように県のシステムにアクセスするのか。	① LGWANによるオンライン機能 ② スタンドアロン型のアプリケーション配布（外部メディアによるデータ送付） の2パターンを用意いたします。①のLGWANによるオンライン機能は、県にマスターキーとなるID・パスを一つお渡しし、県から経由市町村にID・パスを配布していただくこととなります。利用数の制限はありません。
20	台帳S	消防署でもほくとを利用しており、消防通知については建築指導課でも「通知可」のフラグを立て、消防署で消防通知を自ら印刷している。台帳Sでも同様なことが可能か。	可能です。認証をID・パスだけで行っているため、端末が消防であっても、システム内部で区別されず、建築指導課と同様の操作が行えます。
21	台帳S	タイムアウトの時間は。自動登録はあるのか。	1時間としています。自動登録はありませんが、任意のタイミングで保存できるようにしています。
22	台帳S	工事届は法定様式なのに開発対象外にしたのはなぜか。着工統計に活かせると聞いていたのでほくとに入力してきた。今後の運用はどうすればいいのか。	特定行政庁における台帳の整備対象とされていないこと、建築確認業務に関するシステムの入力フローにより、着工統計業務の効率化を図ることは困難と判断し、開発対象外としました。 ほくと工事届データは台帳Sに移行しませんが、CSV出力してお渡ししますので、移行後はExcelやAccessでの運用をお願いします。
23	台帳S	特定行政庁が先に台帳Sも含めて導入した場合、民間機関からは相変わらず紙で報告書、概要書が送付されていくことになるが、そのデータを特定行政庁が共用DBの台帳Sに入力することは可能か。	入力可能です

No	分類	質疑	回答
24	データ 移行	利用料計算において、ストック部分に「移行する確認件数」との記載があるが中間や完了のデータも移行されるのか。	中間検査、完了検査の件数はストック部分の件数には計上しませんが、データは移行されます。
25	データ 移行	ほくとの既存データの移行について、予算の都合上、数回に分けて移行することは可能か。	できません。ほくとからのデータ移行は、大きく データ抜き取り→変換→新サーバへの投入 という手順で行いますが、このうちデータ抜き取りについては分割して行うことができないためです。
26	データ 移行	既存ストックの移行作業は行政側で行うのか。それとも I C B A の職員が出向いて行うのか。	行政庁様と I C B A で調整の上、I C B A が受託し、現地に出向いて作業する方針です。
27	データ 移行	現在「すばるダッシュ」を利用している。「ほくと」については移行用のプログラムを開発されているが、「すばるダッシュ」についてはどうか。	「すばるダッシュ」及び「すばる」をご利用の機関におかれましても「ほくと」と同様に I C B A にて移行作業を申し受けます。別途移行用のプログラムの費用を見込んでいただく必要はありません。
28	データ 移行	既存データの移行については、表計算ソフト等により管理しているデータ(いわゆる独自分)はどのように行うのか。	まず、既存データを台帳S用の「中間ファイル」に変換していただきます。「中間ファイル」から台帳Sのデータベースへの投入作業は、I C B A が受託させていただきます。
29	データ 移行	ほくとのバックアップデータからデータ移行することは可能か。また、リース期間が終了してサーバがなくなっても移行できるか。	バックアップデータからの移行は可能です。但し、oracle バックアップの他に、概要書等、イメージデータのバックアップがきちんととられているか確認しておく必要があります。
30	データ 移行	既存データはほくとで保管されているか否かにかかわらず、CSV 形式であれば新システムへ移行可能か。	I C B A にて移行を申し受けるのは、原則として、ほくと導入庁の場合はほくとのデータベースの状態から最終のデータ投入まで、ほくと導入庁以外の場合は完成状態の中間ファイルをデータ投入するまでの作業となります。 CSV 形式の場合、それを中間ファイルに変換いただければ移行可能です。
31	ほくと 関連	ほくとのサポートはいつまで行うのか。	原則として、ほくとの利用契約(環境支援契約、機器賃貸借契約)満了後直ちに台帳Sの運用に切り替えていただきます。 しかし、ほくとの利用契約が平成 22 年度末までに満了の場合(平成 21 年度に満了する場合を含む。)は、平成 22 年度末を限度にほくとの利用契約を延長可能とします。また、平成 23 年度以降に

No	分類	質疑	回答
			満了を迎える場合は、契約満了となる年度の年度末を限度として延長します。 なお、延長した場合もほくとの利用契約が存続する間は、ほくとのサポートを実施します。
32	ほくと 関連	日本ユニシス㈱による付加価値システムについては平成 21 年度でサポートが切れるが、平成 22 年度以降も利用可能か。	日本ユニシス㈱からは、付加価値システムのサポートは平成 22 年度まで継続するとの説明を受けています。平成 23 年度以降は、サポートが受けられなくなります。 また、サーバを交換する場合、新しいモデルのサーバには付加価値システムをインストールすることができませんので、サーバ交換後は付加価値システムを使用できなくなります。
33	配信 S	配信 S は、民間機関の何割ぐらいが利用予定でしょうか。	全機関の導入を目標としております。 今年度は、すべての指定確認検査機関と総合管理センターを結ぶ専用回線（IP-VPN）を無償で敷設し、平成 22～24 年度の 3 カ年は利用も無償とします。
34	配信 S	配信 S の指定機関と特定行政庁とのやり取りは、双方の合意があって初めて通信できるようになるのか。	双方が I C B A と配信 S の利用契約することにより通信可能となります。 実際の通信開始に当たっては、双方で事前の合意が必要と思われます。
35	配信 S	全国からの通知・報告が可能か。	可能です。
36	配信 S	建築計画概要書は送付できるのか。	送付可能です。 1、2 面（文字データ）は XML 形式で、3 面（見取図等のイメージデータ）は PDF 形式で送受します。
37	申プロ	平成 21 年 11 月に台帳 S が稼動し、実際に申請を受け付けられることになるが、現行の申プロ（Ver6.8, 6.9）で作成されたもので申請を受け付けることができるか。また、本稼動後も現行の申プロで受付可能か。	（平成 21 年 11 月以降）新システムをご利用する場合、現行の申プロで作成されたデータは受け付けできません。平成 21 年 11 月に稼動する新しい申請プログラムおよび連携システムをご利用いただくことになります。
38	申プロ	申請書作成プログラムは今後有償になるのか。	平成 21 年 4 月から情報会員制度（有償）により供給する仕組みとしております。
39	申プロ	オンラインによる申請送付の申請者の負担は？	インターネットがあれば送付できますので、現行の F D 提出より負担が低減すると考えております。
40	その他	市町村合併時を予定している場合、既存データの移行と台帳 S の利用料算定時の件数カ	市町村合併においては、①双方が特定行政庁の場合 ②片方が特定行政庁の場合

No	分類	質疑	回答
		<p>ウントについて教えてほしい。</p>	<p>合 ③双方が非特定行政庁で合併により特定行政庁となる場合 が考えられます。②、③の場合は県の保有するデータの切り出し作業が発生しますが、①～③いずれの場合も利用開始の2か月ほど前より準備を始めることとなります。具体的な作業手順については、個別にご案内させていただきます。</p> <p>利用料につきましては、平成20年度の年間取り扱い件数(建築確認件数及び確認審査報告受理件数)をベースに決定します。合併後に共用DBをご利用になる場合は、双方の自治体の件数の合計で算定します。また、非特定行政庁の場合はゼロ件として算定します。</p>
41	その他	<p>電子化の義務化について 第4回連絡協議会総会で、共用DB利用の義務化について意見書として取りまとめ、国土交通省に働きかけるということだったが、その後の状況は如何。</p> <p>義務化かどうかについて財政部局への説明が変わってくることから、H22年度予算ヒアリング(10月頃)までには方針が出ないと対応できない(義務化でないと予算化できないことが多い)。</p>	<p>義務化につきましては、アンケート調査により特定行政庁及び指定確認検査機関の多くの賛同を得られていないこともあり、国土交通省からは法令等の改正は難しい旨の返答をいただいている状況です。</p> <p>共用データベースの予算化における資料として、国土交通省による「建築行政担当者会議」(平成21年5月26日開催)での配付資料(※)もご参照ください。 ※配付資料は下記サイトよりダウンロード可能です。</p> <p>http://www.icba.or.jp/DBkyougikai/kain/kaintop.htm ■都道府県別説明会(H21.5～) 配布資料 p4～9 及び p48～50</p>

4. 準備作業チェックリスト

現在作成中です。8月末頃、本資料の改訂時に掲載予定です。

お問い合わせ先

財団法人 建築行政情報センター
企画部導入促進課

TEL : 03-5225-7707

FAX : 03-5206-6136

電子メール : dbinfo@icba.or.jp

ホームページ : <http://www.icba.or.jp/DBkyougikai/>

※会員専用サイトへは ID:3582、パスワード:6451 でお入りください。

北海道、東北		川口、目黒、伊藤
関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、神奈川	目黒、清水、伊藤
	千葉、東京、山梨、長野	宮本、湯田、築比地
北陸、中部	新潟、富山、石川、岐阜、静岡、愛知、三重	川島、宮本、築比地
近畿	福井、滋賀、京都	新谷、丹治、福嶋
	大阪、奈良、和歌山、兵庫	丹治、川島、福嶋
中国、四国		清水、川口、伊藤
九州、沖縄		湯田、新谷、福嶋

※指定確認検査機関の方は本社所在地の地域担当者へお願いいたします。

「建築行政共用データベースシステムの導入準備について」 Ver1.0

作成日 平成 21 年 8 月 14 日

最終更新日 平成 21 年 8 月 14 日

台帳・帳簿登録閲覧システム 評価版の公開について

平成21年11月のリリースを前に、8月17日より
台帳帳簿登録閲覧システム評価版を公開いたします。
導入の評価にお役立てください。

台帳システム - Windows Internet Explorer
http://122.208.63.163/DCWebApp/main_gyomu_top.acura

申請受付 2009年08月19日 16時57分 ログインユーザ:ICBA ユーザー ヘルプ 閉じる

申請受付
ファイルD 次へ

メディア申請
ファイル名 参照...

併願昇降機を一件として受理 併願工作物を一件として受理

用紙申請
印刷

区分: 一般: 計画通知
申請内容: 確認申請、計画変更確認申請、中間検査申請、完了検査申請
申請対象: 建築物、昇降機、昇降機以外の建築設備、法第88条第1項工作物、法第88条第2項工作物

申請内容: 許可、指定、認定、全体計画認定、バリアフリー耐震改修、許可取消、指定取消、認定取消、条例
仮使用承認申請(特定行政庁)、仮使用承認申請(建築主事)、工事完了届、安全上の措置等に関する計画届

次へ

財団法人建築行政情報センター ☎ 00-0000-0000 問い合わせ: info@icba.or.jp
操作時間: 9時～17時半 システム障害: 6時～24時 (いずれも土日祝祭日等を除く) Copyright © 2008, 2009 ICBA all rights reserved.

ページが表示されました インターネット | 保護モード: 有効 100%

評価版は下記ホームページよりアクセス可能です。

<評価版のご案内>

共用データベース連絡協議会

台帳帳簿登録閲覧システムホームページ

<http://www.icba.or.jp/DBkyougikai/daicho/index.html>

～建築行政共用データベースシステムを利用する機関様へ～

確認済証・検査済証等の 改ざん防止用ソフト のご案内

●共用DBのご利用に合わせ、**無償**で提供します。

●改ざん防止用ソフトとは・・・

👉 パソコンにインストールするだけで、
特別な用紙や印刷機を用いることなく、
この紙のような地紋付の印刷が可能になります。

👉 地紋紙と比較して安価で同様の効果が
得られます。

※地紋紙 100枚 約1,000円 → 普通紙 100枚 約60円+ソフト0円

👉 地紋紙の管理や差込印刷等の手間が省けます。

※共用DB導入にあたって参考にしてください。

お問い合わせ

財団法人建築行政情報センター

企画部導入促進課

電話：03-5225-7707

電子メール：dbinfo@icba.or.jp

平成21年8月14日発行

※これを複写すると裏面ようになります

～建築行政共用データベースシステムを利用する機関様へ～

確認済証・検査済証等の
改ざん防止用ソフト
のご案内

●共用DBのご利用に合わせ、**無償**で提供します。

●改ざん防止用ソフトとは・・・

☞ パソコンにインストールするだけで、
特別な用紙や印刷機を用いることなく、
この紙のような地紋付の印刷が可能になります。

☞ 地紋紙と比較して安価で同様の効果が
得られます。

※地紋紙 100枚 約 1,000円 → 普通紙 100枚 約 60円 + ソフト 0円

☞ 地紋紙の管理や差込印刷等の手間が省けます。

※共用DB導入にあたって参考にしてください。

お問い合わせ

財団法人建築行政情報センター

企画部導入促進課

電話：03-5225-7707

電子メール：dbinfo@icba.or.jp

平成 21 年 8 月 14 日発行

※この面は複写した状態です 地紋は自由に設定できます